

監査結果に基づき知事等が講じた措置

平成 1 3 年 度

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成12年度各会計財務監査（平成11年度執行分）、平成11年度随時監査、平成11年度工事監査（第3回）、平成10年度行政監査、平成11年度行政監査、平成11年度財政援助団体等監査及び平成11年度決算審査（出納長所属各会計）の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり報告する。

平成13年9月11日

東京都監査委員	山 本	賢太郎
同	鈴 木	貫太郎
同	横 山	樹
同	藤 原	房 子

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	3
[平成12年度各会計財務監査(平成11年度執行分)]	
総務局	3
都立大学	4
主税局	6
生活文化局	9
都市計画局	10
環境局	10
福祉局	11
高齢者施策推進室(福祉局)	14
衛生局	15
労働経済局(産業労働局)	19
中央卸売市場	20
住宅局	20
建設局	22
港湾局	24
交通局	24
水道局	25
下水道局	27
教育庁	28
議会局	33
[平成11年度随時監査]	
総務局	34
生活文化局	34
環境保全局(環境局)	35
福祉局	36
衛生局	37
労働経済局(産業労働局)	38
住宅局	40
多摩都市整備本部	40
建設局	41

[平成11年度第3回工事監査]	
財 務 局	42
建 設 局	42
港 湾 局	43
[平成10年度行政監査]	
生 活 文 化 局	44
勞 働 經 濟 局(産 業 勞 働 局)	44
[平成11年度行政監査]	
總 務 局	46
都 立 大 学	46
福 祉 局	47
高齡者施策推進室(福 祉 局)	50
衛 生 局	51
勞 働 經 濟 局(産 業 勞 働 局)	52
中 央 卸 売 市 場	55
建 設 局	56
教 育 庁	56
[平成11年度財政援助団体等監査]	
生 活 文 化 局	58
主 税 局	61
都 市 計 画 局	62
環 境 局	64
高齡者施策推進室(福 祉 局)	65
衛 生 局	66
勞 働 經 濟 局(産 業 勞 働 局)	69
港 湾 局	70
[平成11年度決算審査(出納長所属各会計)]	
總 務 局	71
都 立 大 学	71
主 税 局	71
環 境 保 全 局(環 境 局)	72
高齡者施策推進室(福 祉 局)	72
衛 生 局	72
勞 働 經 濟 局(産 業 勞 働 局)	73

住 宅 局	-----	73
建 設 局	-----	73
清 掃 局 (環 境 局)	-----	74
東 京 消 防 庁	-----	74

(注) ()内の局は、新局名を表す。

第1 報告の概要

表1のとおり、各種監査・審査の結果に基づき講じた措置について、知事等関係機関から通知を受けた。

(表1) 報告の範囲及び件数

監査種別	実地監査期間	指摘件数	通知(公表)件数
平成12年度各会計 財務監査(平成11年度執行分)	平成12.4.24~ 平成13.1.17	78	77
平成11年度 随時監査(貸付金の管理について)	平成12.1.7~ 平成12.2.16	19	18
平成11年度第3回 工事監査	平成11.12.2~ 平成12.2.14	3	3
平成10年度 行政監査	平成10.11.30~ 平成11.1.27	(86) 3	(86) 3
平成11年度 行政監査	平成11.9.2~ 平成11.11.12	26	25
平成11年度 財政援助団体等監査	平成11.6.18~ 平成12.3.13	26	26
平成11年度決算審査 (出納長所属各会計)	平成12.9.1~ 平成12.11.10	15	13
合計		170	165

(注1) ()内は、前年度公表分と合わせた全体の指摘件数である。

(注2) 1つの指摘が、複数の局にある場合、局ごとに件数を数えている。

(注3) 行政監査のテーマは以下のとおりである。

平成10年度 「消費者保護について」「都立病院の患者サービスについて」

「職業能力の開発・向上について」

平成11年度 「補助金について」

今回の措置の対象となった指摘の総件数は170件、そのうち講じた措置について通知を受けた件数は165件であり、そのほとんどが改善されている。

講じられた措置の内訳は、表2のとおりである。

(表2) 措置の内訳

区 分	事 例	件 数
収入漏れなどを正した もの	減免事由が止んだ日以降も固定資産税・都市計画税を減免していたため、減免の取消決定を行い、随時課税処理を行った。	11
不適正な支出を正した もの	私立学校経常費補助の申請を適正に行わなかったことによる過大な補助金を返還させた。	10
事業の見直しを行った もの	補助事業として、計画の実行性の高いと推定される地区を精査した結果、補助対象地区数を減らす措置をとった。	5
規程、基準等に即した 適正な事務の執行、財 産管理等に改めたもの	補助事業に係る収支内容の把握等ができないことから、要綱等の改正を行い、額の確定時の収支がわかるようにするとともに、収支の取扱いについて改正を行った。	128
利用者等に対するPR を充実強化したもの	夏休み前の生徒にPRするため、中学校等へチラシを送付したり、近隣の学校等へ直接出向き周知を図った結果、夏休み体験教室の受講率が向上した。	2
研修、会議等において 周知徹底したもの	工事の過大積算の再発防止を図るため、会議等において、的確な積算及びチェックを確実に行うよう周知徹底した。	56
その他		9

(指摘に対し複数の措置をしたものもあり、合計件数は通知件数と一致しない。)

通知がなかったものは、平成11年度財務監査1件、平成11年度随時監査1件、平成11年度行政監査1件及び平成11年度決算審査2件の各指摘、合わせて5件である。これは、短期間で改善を図ることが困難な状況であること、執行機関において改善策を検討中であることなどによるものである。

第2 報告の内容

[平成12年度各会計財務監査]

総 務 局

(1) 歳入事務の適切な処理に努めるべきもの

ア 指摘の内容(要約)

勤労部は、東京都職員白金寮の一部を使用させることに伴う管理経費を港区から収納しており、平成11年度後期分の歳入調定状況は、平成11年度の歳入とする事案決定を平成12年3月31日付けで行っているが、事務処理が遅れたことから年度内に収納されず、平成11年度収入未済となっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年5月31日に「東京都職員白金寮の建物賃貸借契約に係る管理経費負担に関する覚書」を改定し、歳入すべき金額の確定を早期に行うことができるよう改め、また、これに基づいて東京都職員白金寮の建物賃貸借契約(期間:平成12年6月1日から平成13年5月31日まで)を更新した。

平成12年度分の歳入については平成12年10月24日に歳入調定を行い、平成12年12月8日に収入している。

(2) 再生紙使用マーク等の表示を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

印刷物の作成に当たっては、再生紙を積極的に活用し、再生紙使用の文字等を表示すること、可能な限り東京都のシンボルマークを表示することとしているが、災害対策部などにおいて、再生紙使用の表示がないものやシンボルマークの表示のないものの事例が見られた。

イ 講じた措置の概要

平成13年1月11日に局内において契約事務等説明会を実施し、監査指摘を十分に踏まえ、再生紙使用マークの表示及び東京都のシンボルマーク等の表示を適切に行うよう、局内に周知徹底した。

(3) 仕様書の作成を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

法務部などが印刷物作成契約を締結するに当たって作成した仕様書と実際に必要とする成果物の内容と異なっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年1月11日に局内において契約事務等説明会を実施し、監査指摘を十分に踏まえ、仕様書の作成を適切に行うよう、局内に周知徹底した。

(4) 外国雑誌の購入契約を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

都立短期大学では、外国雑誌を購入しているが、契約締結日前の受入となっており、契約事務処理が事後となっている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘後、事後契約とならないように、事前に業者と購入契約を締結するよう改善した。晴海校舎においては平成12年1月以降に発行された洋雑誌について、また、昭島校舎においては平成13年1月以降に発行されたものについて、上記のように契約事務処理を行っている。

(5) ゴンドラの保守管理委託を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

都立科学技術大学は、大学の窓ガラス清掃等に使用するゴンドラの保守点検を年12回実施する等のゴンドラ保守管理業務委託を締結しているが、ゴンドラを使用した回数は年6回であり、保守点検はゴンドラを使用する1か月前に行えばよいことから、保守点検の経費6回分約88万円の支出が不経済となっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年10月1日付けで都立科学技術大学ゴンドラ保守管理業務委託契約の変更を行い、保守点検を月1回から3か月に1回実施するように改めた。

なお、平成13年度については、平成13年4月1日に保守点検の回数を年4回として同契約を締結している。

都 立 大 学

(1) 印刷物の作成に当たって適切な契約を行うべきもの

ア 指摘の内容（要約）

事務局は、修士論文及び特別研究梗概集の印刷物作成契約を締結しているが、契約締結時点でページ数が確定していないにもかかわらず、印刷物作成契約を行ったため、契約書と成果品ではページが相違している。

イ 講じた措置の概要

事務局は、平成12年12月5日に関係職員を集め、印刷物の作成においては、適切な仕様書を作成するよう周知徹底を図った。

（2）再生紙の活用を図るべきもの

ア 指摘の内容（要約）

印刷物の作成に当たっては、再生品を積極的に活用することとしているが、事務局は、入学願書にかかわる申込用紙、提出用封筒等19点の印刷のうち17点について、再生紙を使用していない。

イ 講じた措置の概要

事務局は、関係職員間での打合せを行い、印刷物の作成において慎重に行うよう確認した。
また、平成12年12月5日に、各課・事務室会計事務担当者への説明会を行い、再生紙使用を徹底するように周知を図った。

（3）再生紙使用マークの表示を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容（要約）

印刷物には古紙配合率と再生紙使用マークを表示することとしているが、大学附属図書館で使用する「他機関への文献複写依頼書」等については、古紙配合率70%のものが使用されているにもかかわらず古紙配合率及び再生紙使用マークの表示が行われていない。

イ 講じた措置の概要

事務局は、関係職員間での打合せを行い、印刷物の作成において慎重に行うよう確認した。
また、平成12年12月5日に、各課・事務室会計事務担当者への説明会を行い、再生紙使用マークの挿入を徹底するように周知を図った。

（4）前渡金の精算手続を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容（要約）

事務局は、平成12年2月14日に学位論文審査謝礼に要する経費11万円の資金前渡を受け、同月17日に支出（8万5,000円）しているが、残金2万5,000円については、

同年3月14日まで返納手続を行っておらず、精算手続を適正に行っていない。

イ 講じた措置の概要

平成12年12月5日に関係職員を集め、資金前渡に伴う精算手続を適正に行うよう周知徹底を図った。

(5) 毒物・劇物の管理を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

工学部は、常時使用しない毒物・劇物については、危険物倉庫に保管し、必要な都度小分けにして試験室等で使用することとしているが、在庫量調査が年2回のため、監査日現在、各毒物・劇物の保管量について確認することができない。

イ 講じた措置の概要

「工学研究科環境安全委員会内規」等の規程類を改正し、各専攻・研究室が管理し危険物倉庫に保管する毒物・劇物の管理・責任体制を明確にした。

また、各研究室に毒物・劇物出納簿(危険物倉庫用)を配置し、各月末に事務室へ報告することを定め、集約・確認することにより毒物・劇物の使用量や危険物倉庫内の保管量を逐次把握するよう周知の徹底を図った。

(6) 指名競争入札参加者の選定を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

事務局が行った廃水処理施設脱水汚泥処理委託契約の予定価格によると、指名業者の選定にはC等級の業者を指名しなくてはならないにもかかわらず、A等級の3業者とB等級の3業者の6業者を選定し、指名競争入札によりA等級の業者と締結している。

イ 講じた措置の概要

入札の指名については、指名基準(物品買入れ等)を逸脱することのないよう、指名競争入札参加者の選定を適切に行うよう関係職員に対し指導を行った。

主 税 局

(1) 土地の評価を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

足立都税事務所では、固定資産税における土地の正面路線価を誤って計算したため、固定資

産税・都市計画税 21万4,200円（平成9年度から平成11年度までについて試算）が課税不足となっている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘に対して、足立都税事務所では、現地調査により接道状況等の確認を行い、平成9年度から平成12年度までの価格を平成12年11月30日付けで修正決定し、これに基づく随時課税（平成12年12月11日付け）を行ったが再度税額を修正する必要性が生じたため、平成13年8月の随時課税に向けて電算入力の処理を行った。

（2）家屋の評価を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容（要約）

足立、台東両都税事務所では、4名の家屋評価について、エレベーター部分に係る補正係数の適用や評点の算出計算を誤ったため、平成11年度固定資産税・都市計画税が、それぞれ課税超過となっている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘に対して、足立都税事務所及び台東都税事務所では、平成12年11月30日付けで価格修正を行い、平成12年12月随時課税処理を行った。

（3）家屋に係る固定資産税・都市計画税の減免を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容（要約）

（ア）荒川都税事務所では、管内2箇所の保険医療機関が専用する家屋に対し、それぞれ診療の用に供するものとして、固定資産税・都市計画税を減免しているが、両家屋は平成9年中に他の者に譲渡され、減免の適用対象とならないにもかかわらず、減免事由が止んだ日以降も固定資産税・都市計画税を減免している。

（イ）目黒都税事務所では、専修学校が、平成11年10月31日付けで廃校となっているにもかかわらず、固定資産税・都市計画税を減免事由が止んだ日以降の納期限に係る税額についても減免している。

イ 講じた措置の概要

（ア）本件指摘に対して、荒川都税事務所では、平成12年9月28日付けで減免の取消決定を行い、平成12年12月及び平成13年2月において、随時課税処理を行った。

（イ）本件指摘に対して、目黒都税事務所では、平成12年10月18日付けで減免の取消決定を行い、平成12年12月随時課税処理を行った。

(4) 個人事業税の課税を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

練馬都税事務所では、アパートを経営するLに個人事業税を課税しているが、課税対象の事業収入が17万3,300円過少となっており、平成11年度個人事業税3,200円が課税不足となっている。

イ 講じた措置の概要

平成11年度分の課税不足については、平成12年10月4日に増額賦課決定を行い、納税通知書を平成12年10月4日に送付した。

(5) 再生紙使用マークの表示等を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

印刷物の作成に当たっては、再生紙を積極的に活用し、再生紙使用の文字等を表示するほか、可能な限り東京都のシンボルマークを表示することとしている。また、発行局部課名等を明記した奥付を付することとされているが、総務部ほか3部が作成した印刷物について見たところ、再生紙使用マーク等の表示がないもの及び奥付が付されていないものが見られた。

イ 講じた措置の概要

今後は印刷物に、再生紙使用マーク等の表示及び奥付の付記を適正に行うよう、通知文(平成12年11月2日付12主総第815号「印刷物の作成について(通知)」)にて局内に周知徹底した。また、印刷物の登録時及び契約時においても厳しく点検を行うこととしている。

なお、指摘対象の印刷物のうち平成13年度作成物である「都税口座振替済の通知(確認ハガキ)」(平成13年4月20日契約決定)については、契約仕様書に、「再生紙使用マーク(Rマーク)を印字すること。」と記載し、再生紙使用マークの使用を徹底している。

(6) 公有財産の管理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

各都税事務所等が管理する公有財産について見たところ、総務部が適正な通知を行わなかったため、公有財産表の平成12年3月31日現在高に誤りが認められる。

世田谷都税事務所ほか1箇所の新設された工作物の価格について、現在価格を千円単位でなく、円単位で記入したため、過大に計上されている。

杉並都税事務所が管理する立木の本数及び価格について、本数が9本過少、価格が2万1,000円過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

当該指摘にかかる工作物の価格及び立木の本数の訂正については、平成12年10月6日に増減異動データ通知書を財務局に提出し、訂正した。

立木の価格については、現状の価格に合わせるため、平成13年度東京都公有財産表登載に向けて、増減異動データ通知書を財務局に提出した。

(7) 物品の管理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

課税部は、証紙代金収納計器を社団法人全国軽自動車協会連合会に無償で貸し付けているが、この貸付事務について見たところ、適正でない処理が見受けられた。

4台について、当該使用貸借契約の使用期間を経過しているにもかかわらず、更新手続きをとっていない。

平成11年12月に購入した1台について、使用貸借契約を締結することなく貸し付けている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘日以降、及び について、使用貸借契約(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)の手続を行った。

今後は、毎年度更新の契約を締結することとした。

生活文化局

(1) 社団法人が契約に基づき、収入証紙の売りさばき業務を適切に履行するよう是正措置を講じるべきもの

ア 指摘の内容(要約)

国際部は、収入証紙の売りさばき人に指定されている社団法人東京コンベンション・ビジターズ ビューローと東京都収入証紙売りさばき業務の取扱いに関する契約を締結しているが、有楽町分室での売りさばき業務を、収入証紙売りさばき人の指定を受けていない、第三者に再委託して業務を行わせていることが認められた。売りさばき業務は、都が収入証紙売りさばき人に委託するとされていることなどから、同社団法人が再委託して業務を行わせていることは適切な委託業務の履行となっていない。

イ 講じた措置の概要

有楽町分室の収入証紙売りさばき業務については、都と業務契約を締結している「社団法人東京コンベンション・ビジターズ ビューロー」に対して契約内容の順守を求めた結果、平成

12年10月1日から同法人の職員が直接従事していることが確認された。

都 市 計 画 局

(1) 契約代金の支払いを適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

地域計画部は、速記業務を単価契約により、Aに委託しており、速記1時間につき1万8,060円とし、最初の1時間以後の1時間に満たない部分については、15分ごとに4,515円として算出することとしているが、Aが1時間に満たない部分について、30分を単位として計算し、1万3,545円を過大請求しているにもかかわらず、部は、請求金額どおりに支払っている。

イ 講じた措置の概要

契約代金の過払額1万3,545円については、契約先より返納を受け、平成12年5月18日に収納した。

環 境 局

(1) 印刷製本請負契約に係る契約手続を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

自動車公害対策部は、「TDM東京行動プラン」及び「TDM東京行動プラン・都民意見集」を随意契約により作成している。両印刷物は、契約年月日、履行年月日及び使用用途(配付先)が同一であり、その作成は1件の契約で行うべきものであるが、1件の契約とした場合、入札により行うこととなるため、個別の随意契約により行っている。

イ 講じた措置の概要

部は、平成13年1月18日に、係長及び担当者からなる拡大係長会を開催し、今後発注分の印刷製本請負契約においては、適正な処理を行うよう指導の徹底を図った。

(2) パンフレットの作成を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

自動車公害対策部は、パンフレット「自動車使用に関する東京ルール」の作成に当たり、平成12年1月に2万部を印刷し、平成12年3月に、さらに4万部を増刷しているが、増刷分

については、問い合わせ先として新組織名(同年4月1日付組織改正)で印刷しなかったため、新組織名のラベルシールを作成・貼付^{ちようぷ}して配付するなど、事務効率等に適切を欠くことが認められた。

イ 講じた措置の概要

部は、平成13年1月18日に、係長及び担当者からなる拡大係長会を開催し、事務効率等を考慮した事業執行に努めるよう指導の徹底を図った。

(3) 委託契約に係る予定価格の積算を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

総務部は、「グリーン配送」アンケート調査の委託契約をDと締結しており、郵便料金については、1通当たり140円で、総額116万6,760円として積算しているが、差出郵便物の数が2,000通を超える等の条件を満たした場合、差出通数に応じた段階別の減額制度があるにもかかわらず、この制度を適用して積算を行わなかったため、5万8,338円の過大積算となっている。

イ 講じた措置の概要

今後同様の大量郵便物を発送する事業を行う場合は、郵便料金の減額制度を調査した上で、適切な予定価格の積算を行うよう、事務処理の周知徹底を図った。

(4) 借用動産の登録を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

環境評価部は、大気監視サブシステム電子計算装置の借入れ契約をEと締結し、機器を借り入れているが、借用動産の登録を行っていない。

イ 講じた措置の概要

平成12年7月27日に、借用動産として財務会計システムのデータファイルに登録した。

福 祉 局

(1) 未収金の債権管理を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

児童相談センターは、治療援助を行っている児童に食事を提供した場合、その相当分として賄費を徴収しているが、未収となっているものについて、いずれも一度督促等を行ったのみで、

その後は、必要とする債権管理を行っていない。

イ 講じた措置の概要

債務者に対して、督促状4回及び催告書2回を送付するとともに、電話による納入依頼をするなどし、適切な債権管理に努めることとした。

(2) 行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

心身障害者福祉センターでは、車椅子用公衆電話の設置を目的として、Iに対し、土地3.33m²を使用許可しているが、使用料の調定が遅延している。

イ 講じた措置の概要

行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収に当たっては、歳入調定が遅延することのないよう指導の徹底を図った。

(3) 印刷物作成にかかわる事務処理等を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

障害福祉部は、「掛金減額申請書様式」を平成11年5月と平成12年3月に作成しており、郵送の事務処理を効率的に行うために、1枚ごとに三つ折りして納品させているが、第2回目の契約においては、これを全部製本(25枚で1冊の天のり仕立)して作成したため、効率性を欠くものとなっている。

生活福祉部は、会議資料として、2種類の印刷物を、1回目は140ページ(両面印刷)のものを、2回目は、92ページ(片面印刷)のものを、写真製版により350部ずつ作成している。当該印刷物の予定単価は、2回目の方が150円増しとなっているが、版下の製版料、印刷料を勘案すると、1回目より2回目の方が低い単価で設定されるべきであると判断される。

イ 講じた措置の概要

今後、印刷物の作成に際しては、使用方法及び数量等を十分に精査し、適正かつ効率的な事務処理を行うこととした。

平成12年11月10日に係長会議を開催し、印刷物の作成に当たっては、予定単価の設定を含め適切な事務処理を図っていくこととした。

(4) 適切な契約手続を行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

墨田児童相談所は、キャンプ指導の実施に要するバスの雇い上げに際し、Jを特命して契約を締結しているが、同様の事業を実施している他の児童相談所では、複数の業者から見積書を徴して契約を締結しており、特命により随意契約を行っていることは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成12年度からは、複数の業者から見積書を徴するなど、適切な契約手続により行っている。

(5) 委託契約に係る支出経費の内訳を明確にすべきもの

ア 指摘の内容(要約)

障害福祉部は、第16回ふれあいコンサートの実施に伴う運営について、財団法人日本チャリティ協会と委託契約を締結しているが、予定価格について見ると、経費の積算内訳として、各項目についての経費内訳が示されておらず、一括して211万8,900円と設定され、同額をもって契約金額としており、委託契約にかかわる契約書及び実績報告においても、経費の支出内訳が提出されていないため、委託経費の支出内容の適否について検証することができず適正でない。

イ 講じた措置の概要

第17回ふれあいコンサート(平成12年度)の実施に伴う運営にかかわる委託契約から、予定金額の積算内容を明確にするなど、適正な契約手続を行っている。

なお、委託契約にかかわる契約書及び実績報告においても、経費の支出内訳を明示した。

(6) 下水道料金の支出を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

誠明学園は、上水道メータの計量水量5,009m³に対し、冷却塔使用等による減水量として191m³の減量を申告しているが、青梅市は、この減水量申告により、減量すべきところを誤って逆に付加し、汚水排出量5,200m³として請求していたにもかかわらず、学園はこの請求内容を確認することなく、請求金額どおり支出していることから、11万9,929円の過払いとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年8月18日に青梅市下水道部から、平成11年8月分及び9月分の重複徴収された料金について、11万9,929円の還付金が発生した旨の通知があり、平成12年9月19日に収納した。

なお、今後は市からの請求内容を確認するなど、適正な事務処理に努めることとした。

高齢者施策推進室（福祉局）

（１）行政財産使用許可に当たり、光熱水費の徴収を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容（要約）

施設事業部は、Aに対し自動販売機の設置を目的として、東京都大森老人ホームの建物内の2箇所を行政財産使用許可しているが、光熱水費（電気料金）の徴収に当たり、計算方式を誤ったことから、平成9年度から平成11年度までの3年間で、1万4,227円の徴収不足となっている。

イ 講じた措置の概要

平成9年度から平成11年度までの徴収不足額1万4,227円については、平成12年6月19日に歳入調定し、同月30日までに収入した。

（２）再生紙の使用等を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容（要約）

印刷物作成に当たっては、再生紙を積極的に活用し、古紙配合率と再生紙使用マークを表示することとしているが、

老人医療センターでは、診療情報提供書等の各種印刷物について、再生紙を使用していないこと

多摩老人医療センターでは、「平成10年度研究開発報告書」及び「多摩てばこ」について、古紙配合率及び再生紙使用マークの表示が行われていないことなどが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成12年5月23日の多摩老人医療センター運営会議、同月30日の老人医療センター部科長会議において、再生紙利用について周知徹底を図った。

印刷物作成仕様書に古紙配合率及び再生紙使用マークの表示を適切に明記するよう、指導の徹底を図った。

（３）発注書の印刷製本請負契約を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容（要約）

東村山ナーシングホームにおける発注書の印刷製本請負契約の状況について見たところ、契約事務処理が事後となっていること

3回に分けて契約を行う必要性がなく、契約を1回で行うことにより経費の節減が図れること

など、適正を欠く事務処理となっている。

イ 講じた措置の概要

印刷物の事案決定・契約・発注・納品に至る一連の事務処理について、適正な事務処理に努めることとした。

年間使用予定数量及び予定単価の積算を適正に行い、経費節減に努めることとした。

(4) 印刷製本請負契約にかかわる事務処理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

老人医療センターは、看護記録(2号様式)を年間6回にも分割して印刷製本請負契約しているが、年間の使用予定量が容易に把握できることから、計画的に契約することにより経費の削減が図れるものである。また、印刷数量1万枚の場合は、予定単価を4円と設定していたものを、平成12年2月の契約においては、5円としたこともあり、契約単価が4円30銭と割高な契約となっていることが認められる。

イ 講じた措置の概要

年間の使用予定数量の多い印刷物については、単価契約の導入や一括発注をするなどして経費節減が図られるよう事務処理の改善を図った。

(5) 下水道料金の支出において、減水量申告を行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

東村山老人ホームは、集中冷房設備用として冷却塔を設置し使用しており、使用する水の水量が公共下水道に排出する汚水量と著しく異なる場合は、公共下水道に排出されない水量について減水量申告をすることによって下水道料金が軽減されることとなっているにもかかわらず、減水量申告を行っておらず、下水道料金が過大に支出される結果となっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年6月21日に冷却塔に量水器を設置したことにより、同日付けで、東村山市より下水道使用量の減量認定を受けるとともに、減水量相当分の減額を受けることができた。

衛 生 局

(1) 電話使用料の徴収を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

北療育医療センターは、職員団体に対して事務室の使用許可を行っているが、当該財産に付帯する内線電話機（1台）については、使用料を徴収していない。

イ 講じた措置の概要

平成11年度の未徴収額1万4,244円(月額1,187円×12か月)については、平成12年6月30日に収納した。

(2) 再生紙使用マークの表示を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

印刷物の作成に当たっては、再生紙を積極的に活用し、古紙配合率と再生紙使用マークを表示することとしているが、衛生研究所で作成している印刷物について見たところ、

「衛生研究所事業概要」等については、古紙配合率及び再生紙使用マークの表示が行われていないこと

「プロジェクト研究報告書」(漢方方剤・生薬編)ほか1点については、古紙配合率100%のものを使用しているが、古紙配合率及び再生紙使用マークの表示が70%と、また、「衛生研究所事業案内」では、古紙配合率70%のものを使用しているが、40%と表示されていること

などが認められた。

イ 講じた措置の概要

監査日以降の印刷物の作成に当たっては、再生紙使用マークの表示を漏れなく行うとともに、表示内容についても十分に確認するなど、再生紙使用マークの表示を適切に行うよう指導の徹底を図った。

(3) 印刷製本請負契約に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

生活環境部は、「HACCPの考え方に基づく自主管理マニュアル作成の手引き」の印刷製本請負契約を平成11年9月8日にAと締結し、履行期限を平成11年10月15日と定めているが、成果品が実際に納入されたのは、平成12年3月28日であり、部は、契約の履行期限内に成果品の納入があったとして、平成11年10月25日に代金を支払っている。

イ 講じた措置の概要

平成12年7月3日に開催した部内課長会の席で、各課長に対し、次の対策を講じるように周知徹底した。

(ア) 印刷製本請負契約の起案を行う際、当該印刷物の内容や部数に応じて適切な履行期間を確

保するよう、課内全職員に指示すること。

(イ)平成12年8月より検査体制の充実を図るため、検査員を部内4課に1名ずつ配置すること。

(4) 保護具の措置を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

保健科学大学では、レントゲン等を扱っている放射線学科の教授等に保護具を措置しているが、当該保護具については、昭和61年度に措置したものの、その後、更新を行っていないため、全ての物が標準使用期間を超えていること、また、一部には措置数に不足があることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月23日に、防護衣外10点を購入し必要数を措置した。

なお、今後は、計画的な更新を行い、適正な管理に努めるよう指導した。

(5) 特定保険医療材料に係る診療報酬の請求を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

特定保険医療材料に係る診療報酬の請求額については、医療機関が実際に購入した価格により算定することとされているが、大塚病院では、平成11年8月に行った手術に用いた、特定保険医療材料である人工肘関節の診療報酬額算定に当たり、誤って購入価格より低く算定したため、6万1,420円の請求漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年7月18日に東京都国民健康保険団体連合会に対して、診療報酬明細書取下願を提出し、平成13年3月に受領した。

同連合会に対し、平成13年4月10日に再請求を行っている。

なお、職員に対し、診療報酬の適正な事務処理手続について徹底を図った。

(6) 入院料に係る診療報酬の請求を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

入院料に係る診療報酬については、診療報酬点数表により、特定入院のある場合は、一般病床の入院と区別して算定し、請求することとされているが、神経病院では、31日間入院していた患者の診療報酬額の修正において、特定集中治療室の入院料については9日間から5日間に修正したものの、一般病床での入院日数4日間分についての増修正を行わなかったため、入院料の請求額が5万3,000円不足している。

イ 講じた措置の概要

平成12年7月10日に東京都国民健康保険団体連合会に対して、診療報酬明細書取下願を提出し、平成13年3月に受領した。

同連合会に対し、平成13年4月10日に再請求を行っている。

なお、職員に対し、診療報酬の適正な事務処理手続について、徹底を図った。

(7) 印刷製本請負契約に係る契約手続等を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

随意契約ができるのは印刷製本請負契約の場合、予定価格の額が100万円を超えないものとされているが、適用条項(160万円までできると判断)を誤ったことから、

墨東病院は、予定価格の額が100万円を超えているが、入札に付することなく随意契約により行っていること

大塚病院は、「診療放射線科検査の手引き」の冊子を5月に1,500部作成しているが、予定価格の額が160万円を超えることから、5月と6月に、それぞれ750部ずつ印刷製本請負契約を締結したとして、契約書等を分けて作成していること

など、不適正な契約手続及び事務処理を行っている。

イ 講じた措置の概要

病院事業部では全都立病院に対して平成12年7月の用度係長会を通じて適正な事務処理指導の徹底を図り、同年12月には各病院で契約審査にあたる会計担当係長を中心に審査の要点を再確認する説明会を行った。また、同年12月に局で実施した契約事務連絡会において全都立病院の契約事務担当者に対し、契約事務への精通と適正な事務処理を徹底させた。

(8) 印刷製本請負契約にかかわる事務処理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

各都立病院では、病棟等で使用する各種印刷物の請負契約にかかわる事務処理について見ると、墨東病院では、「外来カルテ(外科)ほか5点の様式」、大塚病院では、「ママと赤ちゃん」、荏原病院では、「院内検査依頼表ほか1点の様式」の契約手続がいずれも事後に行われている。

大塚病院及び荏原病院では、ほかにも同様な事例が認められている。

イ 講じた措置の概要

病院事業部では全都立病院に対して平成12年7月の用度係長会を通じて適正な事務処理指導の徹底を図り、同年12月には各病院で契約審査にあたる会計担当係長を中心に審査の要点を再確認する説明会を行った。また、同年12月に局で実施した契約事務連絡会において全都

立病院の契約事務担当者に対し、契約事務への精通と適正な事務処理を徹底させた。

労働経済局(産業労働局)

(1) 再生紙の活用等を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

印刷物の作成に当たっては、再生紙を積極的に活用し、古紙配合率と再生紙使用マークを表示することとしているが、

農林水産部では、とうきょう普及インフォメーションほか9件の印刷物について、古紙配合率と再生紙使用マークの記載が行われていないこと

水産試験場では、事業概要ほか2件の印刷物について、再生紙を使用していないことが認められた。

イ 講じた措置の概要

農林水産部及び水産試験場の措置状況は、次のとおりである。

農林水産部

発注時において、業者に対し履行の徹底を図るとともに、納品時の確認も徹底することとした。

水産試験場

試験場内で分場長会議を開催し、再生紙を積極的に活用すること及び印刷物に古紙配合率と再生紙使用マークとを表示することについて周知徹底した。

なお、平成12年度、監査指摘以降に印刷したのものについては、すべて再生紙を使用しているとともに、古紙配合率及び再生紙使用マークの表示も行っている。

(2) 委託契約を適切な時期に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

農林水産部では、海亀産卵場及び生息水域環境保全業務についてA及びBとそれぞれ委託契約を締結(各契約期間:平成11.11.4~平成12.2.29)している。仕様内容については、海域の清掃、産卵場の清掃並びに卵と稚亀の保護及び監視となっているが、小笠原諸島におけるウミガメの産卵はおおむね5月に入って始まり、ふ化は8月末頃までであり、A及びBから当該時期に業務を実施した報告書等の提出が認められ、契約時期が事後となっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年度の事業では、平成12年6月21日に契約を締結した。

なお、平成13年度においては5月中に契約を締結するなど、適切な処理に努めている。

(3) データファイルへの登載手続を行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

産業技術研究所では、財務会計システムのデータファイルに登載がなされていない備品が見受けられた。

イ 講じた措置の概要

本件物品(パーソナルコンピューターほか20点)については、平成12年7月28日に財務会計システムのデータファイルに登録した。

中央卸売市場

(1) 調査委託契約の履行を確実に行わせるべきもの

ア 指摘の内容(要約)

経営管理部では、調査委託契約(3件)を行っているが、その履行状況について見たところ、委託契約に基づく成果品が、監査日現在、納入されておらず適正でない。また、そのうちの1つについては、成果品が納入されていないにもかかわらず、委託完了届が提出されており、検査も同日に終了したとしている。

イ 講じた措置の概要

平成12年8月24日に全管理職を対象とした「拡大場長会」において、指摘の内容を報告した。また関係職員に対しては、調査委託契約の適正な履行について、調査の各段階に要する期間を十分勘案して履行期限を設定すること、契約事務規則等にのっとり適正な事務処理を行うなど、指導した。

なお、本件契約の成果品については、納入させた。

住 宅 局

(1) 規程に基づいて印刷物を作成すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

印刷物作成に当たっての処理状況を見たところ、総務部では、印刷物として規程に基づいた登録等を行っていないもの、管理部では、公印の印影の刷り込みにかかる事務手続を行っ

ていないものが見られた。

イ 講じた措置の概要

については、平成12年度に印刷物を作成する際には、規程により登録等を適正に行っている。

については、指摘以降、現在まで公印の印影の刷り込みの実績はないが、今後、印刷物の作成に当たっては適切に処理することを平成12年8月23日付事務連絡により徹底した。

(2) 仕様書の作成を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

開発調整部及び管理部では、印刷物作成契約を締結するに当たって作成された仕様書と実際に必要とする成果物の内容と異なっている事例があり適切でない。

イ 講じた措置の概要

都民住宅供給計画認定申請募集案内及び住宅局標準設計単価表ほか3件については、指摘内容を踏まえ、仕様書の作成について今後留意すべき事項を平成12年8月4日付事務連絡により、部内に周知した。特に、再生紙の利用と印刷物への再生紙利用マークの掲載については、適切に仕様書により指示をするよう、改めて「再生品利用ガイドライン」を配布した。

以降、印刷物の作成に当たって、仕様書が適切に作成されているかを十分に注意し、また、納品時に仕様どおりの作成物が納品されているかを厳格に検査している。

収入認定通知書兼使用料通知書ほか5点については、印刷物発注の際に、担当者が仕様書について十分に検討した後、案を作成し、係の複数の者でチェックした上で、正式に作成することとした。

(3) 適切な使用予定枚数を見込んで適量の印刷をすべきもの

ア 指摘の内容(要約)

管理部及び不動産業指導部において、印刷物の作成状況を見たところ、使用実績に比べて過大な印刷をしている事例があり適切でない。

イ 講じた措置の概要

住宅使用料減免申請書・更新用等については、印刷物の発注の際に、在庫管理の徹底を図り適量の発注をする予定である。

宅地建物取引業法に基づく欠格事由の刑罰の有無については、平成12年度の印刷においては、監査指摘事項を十分に踏まえ、過去の使用状況等を勘案して使用予定枚数を積算し、適量の印刷を行うことを平成12年8月4日付事務連絡により周知徹底した。

その他の印刷物についても、契約の際に使用見込みをチェックし、適量の印刷に努めている。

(4) 賃借料の支払を納期限内に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

管理部では、都営戸山アパートの敷地を大蔵省から賃借しているが、この賃借料の支払状況について見たところ、第4四半期分の支払について、納期を過ぎて支払ったため、賃借料のほか延滞金6万2,854円を支出している。

イ 講じた措置の概要

監査指摘事項についてその原因の調査を行った結果、進行管理が適切に行われていなかったことが判明したため、支払予定調書(チェックリスト)を作成し、遺漏がないように確認を行うこととした。

また、支出行為は速やかに行うよう進行管理の徹底を図り、常に注意を促している。

なお、平成12年度以降はチェックリストにもとづき遅滞なく支払いを行っている。

(5) 債権の管理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

東部住宅建設事務所は、事務所を中央区京橋一丁目に所在するビルに移転するため、貸室賃貸借契約を結んでおり、敷金1億35万5,724円を預託しているが、当該敷金を債権として登録・管理していない。

イ 講じた措置の概要

監査指摘のあった敷金については、平成12年10月末に債権増減異動通知書により出納長に通知した。

今後、監査指摘を十分に踏まえ、財産である債権に異動があった場合、登録・管理に遺漏のないように適正に行っていく。

建 設 局

(1) 占有者等から徴収する電気料の算定を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

多摩動物公園は、占有者等が使用する事務所、売店、自動販売機等の電気料金を徴収しているが、算定方式を誤ったため、算定額が年間で16万3,323円過少なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

過少額については、平成12年11月29日付けで歳入調定し、同年12月15日までに収入した。

また、平成12年11月22日に事務所において担当係長会を開催し、今後適正な事務処理を行うよう周知の徹底を図った。

(2) 道路掘削復旧工事監督事務費の徴収を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

第五建設事務所はAが行った工事の監督事務費として3万4,615円を徴収しているが、当該工事は車道及び歩道部分の工事であるにもかかわらず、この監督事務費は車道部分のみの調定となっており、歩道部分の監督事務費1万3,240円が徴収不足となっている。

イ 講じた措置の概要

歩道部分の監督事務費1万3,240円については、平成12年7月31日付けで歳入調定し、同年8月30日に収入した。

(3) 管内図の印刷請負契約を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

北多摩南部建設事務所は、所管する区域の管内図の作成についてBと、随意契約(契約金額:104万4,470円)を締結しているが、随意契約により契約を締結することができるのは、印刷物の場合、予定価格が100万円を超えないものとなっていることから、適正でない。

イ 講じた措置の概要

契約事務担当者に対して、適切な事務処理を行うよう周知の徹底を図った。

(4) 建設工事の見積期間の設定を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

建設工事における入札参加者の見積期間は、工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上とすると定められており、やむを得ない事情があるときは、期間を5日以内に限り短縮することができることとされているが、東部公園緑地事務所は、平成11年度において、予定価格が5,000万円以上の工事を10件発注しているものの、いずれも、その見積期間が法令で定める日数を確保しておらず適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成12年度の工事からは、法定期間を確保し適正に行っている。

港 湾 局

(1) 海岸保全施設管理住宅の管理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

東京港防災事務所では、海岸保全施設管理住宅を設置しており、入居していた職員が退去したことから、この住宅の修繕を請負契約により行っているが、畳表替、襖張替、障子張替等の原状回復は、退去者が行うものとされているにもかかわらず、原状回復を求めないまま、修繕として執行している事例がみられた。

イ 講じた措置の概要

平成12年7月28日、海岸保全施設管理住宅の全入居者を対象に、説明会を開催し、監査指摘を十分踏まえ、今後は退去者に畳表替、襖張替、障子張替等の原状回復を求めることとし、規則等に基づいて管理を適正に行うよう周知徹底した。

交 通 局

(1) 再生紙の使用及び再生紙使用マークの表示を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

印刷物作成に当たっては、再生紙を積極的に活用し、古紙配合率及び再生紙使用マークを表示することとしているが、

総務部で作成している「無料乗車券申請書」については、再生紙を使用していないこと

電車部で作成している「車内全線路線図他」の印刷については、古紙配合率及び再生紙使用マークの表示が行われていないこと

などが認められた。

イ 講じた措置の概要

本指摘を踏まえ、事務の適正執行を図っていくこととし、所要の発注及び表示を行った。

(2) 土地の使用契約を適正な補償額により締結すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

建設工務部は、都営地下鉄大江戸線の施設用地(区分地上権)として、新宿区西新宿四丁目に所在する土地の使用契約をAと締結しており、当該土地を含むマンション用地については、平成6年7月に「土地使用についての覚書」が締結されている。局所管の事業の施行に伴う損失補償基準によれば、補償額の算定は、契約締結の時の価格によって算定することとしている

にもかかわらず、平成6年7月時点の価格によることなく、平成4年9月25日に決定した価格により算定しており、3万48円の補償を行ったことは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成12年8月30日付12交建工第380号により、新たに「東京都交通局所管の事業の施行に伴う損失補償基準」第3条の取扱いについて」を定め、土地価格の決定の日から1年を経過した時点で見直しを行い、適正な補償額により行うこととした。

(3) 財産の管理を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

交通局は、浅草線浅草橋駅A1出入口を含む土地に、B所有のビルを新築することから、地下鉄専用エレベーター及び階段室を設置替えすることが必要となり、工事費の負担割合等について、Bと基本協定を締結している。Bは、建物が完成したことに伴い、局が費用負担したエレベーター等の部分と、Bが費用負担して新設した、1階部分及び地下1階部分を含め、局に対し財産の引渡しを行っているが、建設工務部は、Bが費用を負担した部分の固定資産の登録及び従前の固定資産の抹消をしておらず適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成12年10月27日に本件固定資産の登録及び抹消処理を行った。

水 道 局

(1) パンフレット等の印刷契約を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

水運用センターは、見学者配付用として和文及び英文のパンフレット並びにリーフレットの作成をAを相手方として、随意契約(契約金額:111万9,300円)により締結しているが、随意契約により契約を締結することができるのは、印刷物の場合、予定価格が100万円以内となっていることから、随意契約で行っているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成12年6月19日水運用センター内の管理職、係長合同会議を開催し、本指摘を十分に踏まえた上、適正な契約処理を行うよう徹底指導した。

また、関係部所への対応としては、平成12年6月15日庶務担当課長会及び6月20日経理係長会において、今後適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

(2) 印刷物の校正を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

金町浄水管理事務所では、見学者や関係機関等に配付するためのリーフレット等を2回にわたりBを相手方として随意契約により作成しているが、第1回目の印刷物の作成において、原稿に誤りがあったにもかかわらず適切な校正を行っていないことから、第2回目の印刷を行ったものである。

イ 講じた措置の概要

平成12年7月3日、事務所内の定例係長会を開催し、本指摘を十分踏まえた上、校正の誤りが起こらないよう関係部所との連絡調整を密に行い、適正な事務処理に努めるよう徹底指導した。

また、関係部所への対応としては、平成12年6月15日庶務担当課長会及び同6月20日経理担当係長会において、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

(3) 単価契約に係る予算の執行管理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

北部第一支所では、洗濯業務委託についてCを相手方として単価契約を締結しているが、推定総金額を5万3,954円超過して支出している。

イ 講じた措置の概要

平成12年7月7日に各支所経理係長を招集し、指摘内容を説明するとともに、今後、このようなことがないようにチェック体制を見直すなど、予算の適正な執行を図るよう指導した。

(4) 固定資産の取替えに要する経費の経理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

朝霞浄水管理事務所では、排水ポンプ(1台)を取り替えるため、水中ポンプ1台及び付帯する配管を90万8,000円で購入し、営業費用として支出しているが、「支出区分の基準」によれば、資本的支出であることから、水中ポンプ等の購入費を収益的支出(営業費用)で支出しているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

当該指摘の経費支出区分については、平成12年5月31日付けで適正な科目へ振替を行い、固定資産計上を修正した。

また、平成12年6月5日事務所内において係長会議を開催し、監査指摘を十分に踏まえた上、固定資産規程等に基づく適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

下 水 道 局

(1) 収入調定を速やかに行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

施設管理部では、南部スラッジプラントで製造する軽量細粒材をAに売却しているが、売却代金は、供給契約書第13条で、引渡期限完了後速やかに請求するものとしているにもかかわらず、引渡期限から3か月又は4か月以上経過して調定及び請求を行っている。

イ 講じた措置の概要

今後の収入処理に当たっては、関係部所及び請求先との連絡を密にし、収入調定を速やかに行うよう、平成12年8月25日付施設管理部管理課長名により部内及び各事業所へ周知徹底を図った。

また、平成12年12月6日開催の管理部門経理係長会で再度注意を喚起した。

(2) 印刷物の作成を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

(ア)印刷物作成に当たっては、古紙配合率50%以上の紙を使用するものとしているが、職員部において職員用に印刷している給与口座振込申込書が、再生紙を使用していない。

(イ)計画部及び施設管理部においては、それぞれ印刷物作成契約を行っているが、成果品を確認したところ、古紙配合率が仕様書と異なったものとなっており、納品検査が十分に行われていない。

イ 講じた措置の概要

(ア)平成12年8月25日付人事課長名により再生紙利用について部内に周知するとともに、経理担当係においては、印刷物の発注の際、再生紙利用としているか十分に確認の上、適切な事務処理を行うよう徹底した。

(イ)印刷物の契約に当たっては、最終校正及び検査時に仕様内容の確認を十分行うよう、平成12年8月24日付総合計画課長名及び平成12年8月25日付施設管理部管理課長名により各部内各課及び各事業所へ周知徹底した。

また、平成12年8月29日開催の計画部課長会及び平成12年12月6日開催の施設管理部管理部門経理係長会で改めて本指摘の経過を報告し、印刷物発注にかかる事務処理の一層の適正化について注意を喚起した。

(3) 契約手続を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

財産の買入れに関する契約については、予定価格の額が160万円を超えないものは随意契約によることができるとされている。経理部では、下水道告示現況図の作成を財産の買入れ契約として、Bと二つの随意契約を締結しているが、本来一括(予定価格が160万円を超える。)して指名競争入札により契約すべき事案であるにもかかわらず、分割して随意契約により契約締結している。

イ 講じた措置の概要

本指摘を踏まえ、契約課調査係及び契約係の職員に対して、事務処理に当たっては、契約内容等についてのチェックを相互に行い、事務の適正執行を図っていくことを周知徹底した。

(4) 調査実施設計の積算を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

施設管理部で、平成11年度に実施した調査設計の委託業務について見たところ、積算金額に適切を欠くものが見られた。

(ア) 千代田区大手町一丁目～丸の内一丁目間外10か所光ファイバーケーブル敷設実施調査設計における積算については、^{きよ}管渠延長の合計数量901mを誤って935mとして算定していること、起工日により平成11年10月1日改正の代価表を適用すべきところを旧代価表を用いたことなどのため、計13万5,450円過大に積算している。

(イ) 板橋区舟渡四丁目～新河岸一丁目間外1か所光ファイバーケーブル敷設実施調査設計における積算については、平成11年10月1日改正の代価表を適用すべきところを旧代価表を用いたため、6,300円過大に積算している。

イ 講じた措置の概要

今後、積算、起工事務を行うに当たっては、

設計数量については、算定後に再確認を行うなど適正な数量を計上すること

代価の基準月日に十分留意し、設計、起工すること

以上について、平成12年8月25日付施設管理部管理課長名により部内及び各事業所へ周知徹底を図るとともに、平成12年12月6日開催の管理部門経理係長会で、再度注意を喚起した。

教 育 庁

(1) 工事に伴う水道料金の受入れに当たり使用水量の算定を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

光丘高等学校は、工事請負者のAとの水道料金負担協定により、使用量を374m³と算定し、水道料金27万5,059円を受け入れているが、Aが検査期間に使用した水量は468m³であることが認められ、その差94m³分の6万9,132円について請求漏れとなっている。

イ 講じた措置の内容

工事に伴う水道料金の受入れに当たり、請求漏れとなっていた6万9,132円については、平成12年11月10日に収入した。

なお、学校は再発防止のため、平成12年11月に事務室内連絡会を開催し、チェック体制を強化することとした。

また、教育庁は、平成13年度5月開催の維持補修等説明会で、都立高校施設担当者に対して工事に当たっての事務処理に遺漏のないよう、指導を行った。

(2) 印刷物の作成を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

各部及び各事業所において、印刷物の作成状況等について見たところ、

施設部は、決算説明資料ほか4件の印刷物を作成しているが、いずれも内部資料として使用するものであり、頁数ないし印刷数量が少ないことから、部内の複写機で作成した方が、経済的であること

総務部は、教育庁の情報紙「教育庁報」(上半期分)を、Bと印刷製本請負契約を締結しているが、9月30日発行No.436に誤りがあったことから、再度印刷(10月28日)せざるを得なくなり、結果として、30万8,490円を余分に支払っていること

中央図書館は、中国語図書目録を公共図書館等に配布するため、1,000部作成しているが、監査日現在、217部が利用に供されず、書庫に保存されたままとなっていることなど、適切を欠く事例が認められた。

イ 講じた措置の内容

平成12年度から「決算説明資料」ほか4件については、経済的な面を考慮し、複写機で作成することとした。

No.438の発行から、印刷原稿の確認方法を見直し、従来メモ・口頭による確認から原稿作成課での意思決定を経た文書で確認を求める方法に変更し、再発防止に努めることとした。

書庫に保存されていた217部の中国語図書目録(第3分冊:芸術・語学)については、今後の区市町村立図書館配付用として保存する35冊を除いた182冊を、平成12年度中に図書館等へ配付し、活用した。

なお、今後の印刷物の作成に当たっては、配付先一覧の具体化と配付先の審査を十分に行い、適正な部数を作成するよう努める。

(3) 印刷製本請負契約にかかわる契約手続等を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

各部及び各学校において、印刷製本請負契約にかかわる契約手続等について見たところ、施設部は、財務局で印刷している建築工事用器材等の指定製作者一覧表と同一の物を作成しているが、財務局での契約状況を検討しないまま、2社の見積比較により随意契約を行ったことから、契約単価が割高になっていること

北豊島工業高等学校では、平成11年12月15日にCと生徒指導要録ほか9件の印刷製本請負契約を締結しているが、成果品について見ると、平成11年11月6日及び7日に実施された^{はくあ}白壁祭で使用しているポスター等が含まれており、契約事務処理が事後となっていること

学務部は、盲学校学力調査問題作成において、Dを特命して印刷製本請負契約を締結しているが、同種の印刷については、他の業者でも行うことが可能であり、特命による理由がないこと

など、契約方法及び契約手続等に適切を欠くものが認められた。

イ 講じた措置の内容

当該印刷物については、印刷製本請負契約よりもコピー料金のほうが安くなるため、経済性を考慮し、平成13年度分からはコピーで対応することとした。

契約事務についての校内研修を平成13年2月13日に行い、各担当者がお互いにチェックするなどし、適正な進行管理を行うよう指導の徹底を図った。

平成12年度における盲学校学力調査問題(点字版)作成について、特命随意契約によらず競争見積とした。

今後も、特命契約によらず競争見積による契約を行っていく。

(4) 契約等にかかわる事務処理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

赤坂高等学校は、廃棄物及びリサイクル品の収集及び処理業務に係る委託契約(複数単価)をEと締結しているが、事務処理の状況等について見たところ、

仕様書品目と見積書の品目が異なっているにもかかわらず、見積額が契約目途額の範囲内であったことから、仕様書と見積書の調整を行うことなく契約の締結をしていること

4月分の請求額について、単価を誤って算出したため、4,621円の過大請求となっていること

「不燃ごみ」については、年間予定数量を超えているが、新たな契約を締結することなく、超過分に対する処理費用の支出を行っていることなど、適正を欠く事務処理を行っていることが認められた。

イ 講じた措置の内容

平成12年度の契約からは、仕様書に整合した見積書を徴し、適正な契約を締結している。過大請求となっている4,621円について、直ちに調定の手続きを行い、平成12年10月16日に収入した。

複数単価契約については、各月において経費を支出する際に、各品目別の年間予定数量とその執行状況を的確にチェックするよう周知徹底を図り、今後、適正な契約手続を行うこととした。

なお、平成12年10月20日、校内連絡会を開催し、契約事務全般について、関係法令等の確認、研修等の積極的受講による事務能力の向上を図ることとした。

(5) 物品の購入を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

多摩図書館及び多摩教育研究所において、物品の購入状況について見たところ、適切を欠く点が見受けられた。

館は、雑誌救急医学ほか443タイトルの購入において、「当該雑誌は、一般流通によらないもので会員制となっているものである。」として、Fを特命して購入契約を締結しているが、相当数のものが他の一般書店でも購入することができるものである。

所は、5,000円のタクシー利用券について、平成12年3月3日に180冊購入(購入金額:90万円)しているが、全て平成12年度に繰り越されており、購入の必要のないことが認められた。

イ 講じた措置の内容

平成12年度の同契約書の雑誌一覧を精査し、一般書店でも購入可能と考えられる84タイトルの雑誌については、平成13年度から一般的な雑誌に含めて4社から見積書を徴し、契約を行った。

また、雑誌84タイトル以外の会員制又は専門性の高い雑誌についても、平成13年度契約から、競争見積により契約を締結した。

平成12年度は、現有のタクシー券を計画的に執行することとし、新たな購入は行わなかった。

(6) スクールバス運行に係る運行内容の通知を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容（要約）

光明養護学校は、Gと新宿コースのスクールバス運行契約を締結しており、運行を変更する場合は、7日前までに通知するものとし、この通知後に中止した場合は代金の20%を休車補償として請求できるとしている。学校は、夏季休業期間中の3日間について、中学部のプール指導を行うとしていたが、新宿コースには中学部の生徒が乗車していないことに気づき、直前になって運行を中止し、Gの請求に基づき2万6,775円の休車補償をしている。

イ 講じた措置の内容

スクールバス運行予定について、毎月初めにスクールバス部教員が学校行事等を考慮の上、翌月の予定表を作成し、教頭の確認を受けてから事務室担当者へ提出することとし、責任体制を明確にした。また、運行内容に変更があればすぐにバス会社へ指示変更できるよう、スクールバス部教員及び教頭と事務室との連絡を、定期的に行うこととした。

平成13年1月22日に開催された心身障害教育学校長会において、運行内容をバス会社に通知する際は、その内容について十分な確認を行うよう周知徹底し、また、平成13年3月16日に開催された事務担当者説明会においても、同様の内容を周知徹底した。

(7) 薬品の管理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容（要約）

総合技術教育センターは、硫酸、塩酸など40種類の劇物に相当する薬品を購入・保管しているが、薬品管理台帳を設置し、品名ごとに、当初購入時の容量、数量、品種区分については記載しているものの、使用実績等に応じた受入・払出の記録及び在庫数量の把握がなされておらず、適正を欠く管理を行っている。

イ 講じた措置の内容

使用実績等に応じた受入・払出の記録及び在庫数量の把握を目的として、毒物及び劇物管理規程及び付属様式を定め、薬品の適正な管理を行うよう、関係職員に周知徹底を図った。

(8) 雨水利用施設設備の維持管理を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容（要約）

戈西工業高等学校は、地下に雨水貯留槽を設置し、集水した雨水をトイレ洗浄水に活用することとしており、雨水量が一定水位以下になった場合、工業用水道から補給する仕組みとなっているが、平成11年度の検針記録を見たところ、トイレ洗浄水は補給水となっており、雨水を全く利用していない。

イ 講じた措置の内容

工業用水道設備及び雨水利用設備の各箇所を調査したところ、雨水利用設備の注入バルブ1個に問題があることが判明し、その処置を行った結果、トイレ洗浄水は、雨水だけでまかなうことができるようになった。

今後は、日常的なメーター点検を行うなど、異常の早期発見に努めることとした。

議 会 局

(1) 印刷物仕様書の作成を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

調査部が印刷物作成契約を締結するに当たって作成している仕様書の内容が十分検討されていないため、実際に納品された成果物とページ数が著しく異なっている事例があり適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月12日に関係職員を集め、印刷物の作成においては、ページ数等を把握し、適切な仕様書を作成するよう指導の徹底を図った。

[平成11年度随時監査]
-貸付金の管理について-

総 務 局

(1) 出納長への通知を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局が出納長に通知した平成11年9月末日現在の債権額と貸付台帳等とを照合したところ、現在額が誤っている。

イ 講じた措置の概要

平成11年9月末日現在登載漏れのあった東京都小笠原諸島生活再建資金貸付金については、直近の通知時期である平成12年4月28日に債権増減異動通知書により出納長に通知した。

生 活 文 化 局

(1) 出納長への通知を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局が出納長に通知した平成11年9月末日現在の債権額と貸付台帳等とを照合したところ、現在額が誤っている。

イ 講じた措置の概要

平成11年9月末日現在登載漏れのあった東京都育英資金貸付金及び東京都消費者訴訟資金貸付金については、直近の通知時期である平成12年4月19日及び平成12年4月28日に、債権増減異動通知書(平成11年度下半期分)により出納長に通知した。

(東京都育英資金貸付金については、平成13年4月1日付けで総務局から生活文化局へ移管になった。)

(2) 未収金の処理を検討すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、駐留軍関係離職者のうち再就職が困難であり、かつ、自ら業を営もうとする者に対し

て必要な資金の貸付けを行っているが、3件の未返済額に対し、貸付台帳に昭和61年4月25日以後の交渉経過の記載がなく、所在不明のため、債務者、連帯保証人との連絡がとれない状況となっている。

イ 講じた措置の概要

再度全員の調査を行った結果、全員が回収不能者であり、民法（明治29年法律第89号）第167条（消滅時効期間の原則）に該当することなどを確認し、平成12年7月12日に債務者全員の不納欠損処理を行った。

（3）連帯保証人への請求を検討すべきもの

ア 指摘の内容（要約）

局は、都内の高等学校、大学等に在学し、修学困難な都内在住生徒・学生に対して連帯保証人を立てさせた上で、学資金の貸付けを行っているが、期限までに返済されていない貸付金について、連帯保証人に請求することを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

貸付から償還までを体系的に一貫して管理できるシステムが平成11年度から稼動したことを受け、平成11年度よりこの新たなシステムの機能を生かした電話督促マニュアルを作成のうえ、部職員全員による、連帯保証人への督促も含めた新たな滞納者管理を始めた。

平成12年度には、平成12年10月から11月において、20万円以上の滞納者、10年以上返済実績のない滞納者等に対して、滞納者及び連帯保証人への督促を平成11年度に引き続き行い、滞納者への返済請求を実施するとともに、初めて該当の連帯保証人への返済請求を実施した。

今後は、毎年定期的に、連帯保証人まで広げた電話督促を行い、個々の状況に応じた返済の請求を実施していく。

（東京都育英資金貸付金については、平成13年4月1日付けで総務局から生活文化局へ移管になった。）

環 境 保 全 局（ 環 境 局 ）

（1）延滞金の調定を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容（要約）

局は、公害防止資金の貸付制度において、納期に遅れ延滞金が発生している借受者から延滞

金免除申請が出され、局がその承認を行った場合には、承認日以降の延滞金を免除することとしているが、延滞金免除の承認がなされ承認日の前日までの延滞金額が確定しているにもかかわらず、その額を調定していない事例が見受けられた。

イ 講じた措置の概要

延滞金が確定しているにもかかわらず未調定であった2件について、平成13年5月15日に調定を行った。

なお、今後とも滞納者に文書等催告を行うとともに事情を聴取するなどし、債権の回収に努めて行くこととした。

福 祉 局

(1) 貸付金の債権管理を的確に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、戦没者遺族等奨学資金の貸付けを行い、返還金の未納者480人に対し、未納額の徴収を行っているとしているが、貸付台帳では105人しか把握されておらず、375人、302万385円についての、氏名、住所、未納額等が明確となっていない。

イ 講じた措置の概要

未納額等の実態を調査し、貸付金の回収に努めるとともに、的確な債権管理に努めることとした。

(2) 事務手続を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているものに対し、就学資金等必要な資金の貸付けを行っている。この貸付金の返済については、償還日を超えたものに対し、延滞金を徴収するものとしているが、「やむを得ない場合」に該当するとして、延滞金が発生しないものとしているものの、「やむを得ない場合」の運用基準及びその具体的認定について、決定権者の決定を受けておらず、適切なものとなっていない。

イ 講じた措置の概要

東京都母子福祉資金事務取扱要領を平成12年10月に改正し、同要領中で延滞金の免除基準について具体的に明文化した。

(1) 要綱に沿った手続を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、民間医療機関へ厚生施設の建設等に要する資金の貸付けを行っており、建設資金の借受者は、建設資金の償還完了に至るまでの期間、貸付金相当額以上の損害保険に加入し、かつ、債務の履行を担保するため保険金請求権について、都のために質権を設定しなければならないが、借受者Aについての保険期間が償還完了前で満了しており、その後の損害保険契約がなされておらず、質権が設定されていないのは適正でない。

イ 講じた措置の内容

直ちに当該医療機関に保険加入の手続をとらせた上で、手続完了後の平成12年5月23日付12衛医看第363号により質権設定請求を行い、平成12年5月31日に承認された。

保険加入及び質権設定手続については、一覧表を作成して確認するなど、適正な処理を行っている。

(2) 債権管理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、医学又は歯学を専攻するもので、将来都内の保健所に勤務しようとするものに対し、公衆衛生修学資金を貸与しており、借受者が保健所に勤務する職員となり在職する期間が修学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間に達したときは、修学資金の返還債務を免除するものとなっているが、C及びDについては、2倍の期間をすでに経過しているにもかかわらず、債権として計上しているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

C及びDに対する貸付金について、平成12年2月25日に返還債務の免除を行い、同年4月28日に債権増減異動通知書により出納長に通知した。

(3) 返還金の確保に努めるべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、看護職員の充実を図るため、修学資金を貸与し、返還猶予、返還免除を受けなかった借受者に対する返還に係る事務を行っているが、この修学資金の返還状況について、適時適切な処理が行われていない事例が見受けられた。

(ア) 納入期限から最長で、19か月経過して督促を行っている。

また、平成9年度以前の調定分についても平成11年度は、一回しか催告を行っていない。

(イ) 納入期限を経過した元金収入があるにもかかわらず、延滞金の調定を行っていない。

イ 講じた措置の概要

平成12年度から、督促は各月とも納入期日から40日経過した日に行っており、催告は年3回(5月、11月及び3月)行っていくこととした。

延滞金については、平成13年4月から徴収を実施する。

また、修学生の利便と収納率の向上を図るため、平成13年4月返還開始分から口座振替を導入することとした。

労働経済局(産業労働局)

(1) 出納長への通知を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局が出納長に通知した平成11年9月末日現在の債権額と貸付台帳等とを照合したところ、現在額が誤っている。

イ 講じた措置の概要

指摘のあった生産方式改善資金貸付金、財団法人東京都農林水産振興財団貸付金及び林業生産高度化資金貸付金については、直近の通知時期である平成12年5月1日に債権増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 未返済貸付金の徴収に努めるべきもの

ア 指摘の内容(要約)

(ア) 局は、資金調達力の乏しい中小企業の生産設備の導入に対し、国と都の資金負担により長期、無利子の設備近代化資金を貸し付けているが、未返済者の名簿等を調査したところ、長期間返済がないにもかかわらず、法人代表者などとの折衝、財産調査等を行っていない事例が認められた。

(イ) 局は、機械設備・店舗等の改善のために、中小企業施設改善資金を貸し付けていたが、未返済件数が412件、未返済金額は5億7,328万余円となっており、長期間返済がない事例があり、中には全く返済を行っていないものがあるにもかかわらず、法人代表者などと折衝等を行っていないものが認められた。

イ 講じた措置の概要

(ア) 返済が滞っており1年以上折衝していないものに対し、所在を確認するため連絡票を発送

した。

送達不能なものについては、住民票を取り寄せる等の所在調査を行い、送達されたものについては、再度具体的な状況を把握するため、滞納状況調査票により財産状況等の調査を行うとともに、債務者との折衝を開始したところであり、生計の実態や返済の見通し等を見極めながら、返済努力を促すなど未返済貸付金の徴収に努めている。

(イ) 長期に渡り折衝がないものに対し、連絡票を発送した。

送達不能なものについては、住民票を取り寄せる等の所在調査を行い、送達されたものについては、再度具体的な状況を把握するため、滞納状況調査票により財産状況等の調査を行うとともに、債務者との折衝を開始したところであり、生計の実態や返済の見通し等を見極めながら、返済努力を促すなど未返済貸付金の徴収に努めている。

(3) 未返済貸付金について適切な処理を検討すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、昭和22年から昭和28年まで、国が中小企業の協同組合等に対し共同施設を設置するために貸し付けた貸付金について、国から昭和38年に債権を引き継いでその管理を行っているが、組合が既に解散しているため、昭和50年以来、当該組合及び理事長等に、徴収についての折衝、財産調査などの調査等を行うことができない状況の事例がある。

イ 講じた措置の概要

国から譲り受けた債権は4件で、返済義務を有する協同組合は譲り受ける前に1組合、以後に3組合が解散している。

これらの組合に対する債権の保全・回収の措置は何ら講じえない実態を踏まえ、不納欠損処分を行うため、国に対する債務免除の承認申請について協議している。

(4) 長期間徴収停止中の未収金について処理を検討すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、東京都中小企業施設改善資金貸付金について、平成10年度末までに、116件、1億5,366万2,777円(貸付元金のみ)を徴収停止(以下「停止」という。)処理をしている。この停止後は督促、催告等を一切行わず、借受人等からの自発的な納付があった場合はこれを受領することとしているが、決定の日から長期間を経過していること、督促、催告等をしていないため債務者等からの自発的な納付、配当等が望めない状況となっていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

徴収停止中債権については、債務者の所在、法人の存否などの確認のため住民票、商業登記

簿等の収集に基づき調査票の発送、直接訪問等による現況確認の調査を現在行っているところである。

この調査に基づき、債務者との折衝を積極的に図り、全額又は一部を償還させるよう強く働きかける。また、徴収停止時と状況に変化のないもの等については、時効の援用等による不納欠損処分の処理を行っていく。

住 宅 局

(1) 変更承認決定を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、東京都住宅供給公社が行う公社賃貸住宅建替事業に対し、公社からの計画承認申請書の提出を受け、都の承認後、家賃激減緩和措置に伴う費用を貸し付けているが、トミンハイム薬王寺及びトミンハイム南大井5丁目についてそれぞれ家賃激減緩和措置を行い、それに伴う貸付金額が増額となっているにもかかわらず、2住宅分について事後の承認決定となっているのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

監査指摘を踏まえ、直ちに平成12年度分から変更事項が確定次第、速やかに計画変更承認申請を行うように東京都住宅供給公社を指導し、平成12年度から、変更承認手続に遺漏がないよう取り組んでいるところである。

多摩都市整備本部

(1) 貸付金の事務手続を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

本部は、Eに事業運営資金として、平成10年4月24日から平成11年3月31日までを契約期間とする35億円の貸付けを行っているが、本部が発行した納入通知書では、返還期限を平成11年4月20日としており、適正でない。

イ 講じた措置の概要

納入通知書(元本及び貸付期間最終日までの利息の合計額)を発行するに際して、納入期限を貸付期間最終日である平成11年3月31日とすべきところ、誤って平成11年4月20日としたものであり、今後、貸付金の返還に係る事務手続を適正に行っていく。

なお、平成11年4月1日から同月20日までの期間に係る利息については、平成12年3月6日付けでEに請求し、同年3月23日に受領した。

建設局

(1) 債権額の計上を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、多摩川水系の砂利採取を収束させるため、当時の砂利採取業者に対して、転業等に必要資金の一部を無利子で貸し付けているが、借受人Bにかかる償還期日未到来の償還金額、計6万3,750円について、債権として計上していないのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成12年4月25日に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 延滞金の調定を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、公共事業の施行に伴い移転等をする者に対し、移転資金を貸し付けているが、元利を完済したため延滞金額が確定しているにもかかわらず、その全額を調定せず、借受者から一部支払いが行われる時点で、その都度調定を行っていることが見受けられた。

イ 講じた措置の概要

元金の償還が終了し、延滞金額が確定した者に対しては、来庁依頼又は現地訪問を実施し、生活状況、所得等について調査の上、「移転資金貸付金の償還方法の変更及び貸付利息等の減免の取扱要綱」に基づき延滞金減免及び延滞金免除の対象とならない者については調定を行った。

[平成11年度第3回工事監査]

財 務 局

(1) 外壁改修工事の施行を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

都立田無工業高等学校(11)格技棟改修工事のうち、外壁改修工事について見ると、設計において、下地補修の予測数量を設定し工事費を積算しているが、設計図書にはその数量の記載がないこと

施工において、局基準に基づく工事管理の記録が不十分だったことから、補修箇所・範囲・数量等が不明確となっていること
など適切を欠くものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年3月24日、関係管理職等による監査の報告会を実施した。

さらに、再発防止のため、平成12年3月27日から同月29日にかけて関係各課で課内研修を行い、設計・監理等の意識を高め、設計図書への数量等記載や施工における記録の徴収等の周知徹底を図った。

建 設 局

(1) 換気ファン設備工事の積算を慎重に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

道路施設整備工事(1の6)の設計金額は、パソコンの表計算ソフトを用いて積算しているが、このうち、換気ファン用手元盤撤去工費の算出について見ると、数量と単価を乗ずる数式を設定すべきところ、誤って集計する数式を用いたため、積算額約183万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

指摘の設備工事については、平成12年2月7日契約変更により減額是正を行った。

また、平成12年2月21日に関係係長会を開催し、監査指摘を十分踏まえ再発防止に向けた確かな積算及びチェックを確実にを行うよう周知徹底した。

(1) モルタル工の積算を慎重に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

平成11年度新海面処分場Cブロック南側護岸建設工事(その1)のく体に用いるモルタル工の積算を見ると、単価の設定過程において、 100 m^2 当たりの金額を、誤って 10 m^2 当たりの金額として使用し単価を算出したため、積算額約424万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

指摘のモルタル工については、平成12年3月7日付けで契約変更により減額是正した。

また、平成12年2月16日に関係係長会を開催し、積算ミスの発生原因及び改善策の検討を行い、チェックリストによる照査、材料品調書の活用など、設計・積算のチェックを確実にを行うよう周知徹底した。

[平成10年度行政監査]

生活文化局

(1) 講座の受講率の向上に向け検討すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

消費生活総合センターでは、消費生活に関する各種の教育講座等を実施しているが、中学生・高校生のための夏休み体験教室や、小・中・高・養護学校の教員を対象とした消費者問題教員講座など、受講率の低調な講座が見受けられた。

イ 講じた措置の概要

夏休み前の生徒に対してPRするため、多摩地域の中学校や高校へチラシを送付したり、近隣の学校等へ直接出向き周知を図った結果、平成12年度の受講率が向上した。

平成12年度は、夏休み期間の実施回数を増やし、また、従来の講座形式を改め講演及びグル-ブ討議形式により行った結果、受講率が向上した。

労働経済局(産業労働局)

(1) 訓練効果の向上を図るために検討すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

八王子専門校は、平成4年度から、メカトロニクス科の訓練を訓練期間1年で実施しているが、短期間でボリュームのあるカリキュラムを実施することから、難しい訓練科目と理解され、応募を敬遠される傾向があることなどから、応募数が平成9年度以降激減し、定員に満たず、それに対応して入校者数も減少しており、また、修了・就職についても必ずしも良好な状況とはなっていない。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月に東京都職業能力開発審議会で答申された「第7次東京都職業能力開発計画の策定について」に基づき、第7次東京都職業能力開発計画を策定中であり、同科目の問題も含め、技術専門校の再配置及び訓練科目の内容を検討している。

なお、訓練効果の向上を図るための当面の対策を次のとおり行った。

1 インターンシップ制度の導入

都立技術専門校インターンシップ実施要領(平成13年4月策定)に基づき、本年度か

ら実施する。

2 訓練内容についてのPR

八王子校独自のパンフレットを作成し、近隣の高校や事業所等へのPRに努めた結果、今年度の応募率は93.3%（平成12年度76.7%）へと改善された。

（2）技能検定合格通知書の親展化を検討すべきもの

ア 指摘の内容（要約）

技能検定の合格者に対しては、局又は職業能力開発協会から合格通知書を郵送しているが、合格通知はいずれも、合格した職種及び等級等が記載された「はがき」により行われており、個人情報保護の観点から望ましくない。

（ 職業能力開発協会 ）

イ 講じた措置の概要

平成12年度実施の技能検定から、合格通知書を「はがき」サイズの2つ折りとし、通知内容をシールでカバーすることにより親展化を図った。

〔平成11年度行政監査〕

総 務 局

(1) 研究費の交付手続を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

研究費は、研究者の研究活動状況からして、年度当初に交付する必要があるが、都立短大及び科学技術大学における研究費の執行状況について見たところ、交付決定日が、平成10年6月9日及び同年6月22日と極めて遅れていることから、予算の配当前に契約を行い納品させている事例が多数認められた。

イ 講じた措置の概要

平成12年度から、両大学とも事務手続の時期を早め、研究計画を3月中に取りまとめて平成12年3月15日(都立短大)、同月22日(科学技術大学)にそれぞれ研究交付金の申請を受け、研究費の交付決定を4月1日に行うなど適切に執行している。

(2) 物品の管理を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

科学技術大学では、パソコン2セットのうち、1セットが監査日現在、確認できないことなど不適切な事例が見受けられた。

イ 講じた措置の概要

科学技術大学については、本件指摘後の、平成12年2月15日の教授会において、研究費により購入した備品についての取扱いと物品管理について学内に周知徹底を図り、再発防止に努めている。

なお、当該備品については現在、第14実験室で使用当中である。

都 立 大 学

(1) 研究費の交付申請等を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

「東京都立の大学における研究交付金の取扱いについて」では、研究費について、個々の研究者の研究計画書に基づき決定することとされているが、都立大学法学部の補助申請及び交付

額の決定は、個々の研究テーマごとではなく、学部で一括して行っており、規程に基づく執行手続を行っていないことが認められた。

イ 講じた措置の概要

法学部における研究費の交付申請等については、平成12年度から共通経費などの記載方法を改め、研究費執行の透明化を図った。

(2) 物品の管理を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

都立大学では、パソコンを賃貸借契約していたが、契約期間終了にともなう返却の際に、パソコンが無くなっている。

イ 講じた措置の概要

事務室内に保管庫を設置し、使用後は収納することを義務づけるなどして、研究者に対する指導の徹底を図った。

福 祉 局

(1) 事業実績報告書において事業内容を明確に報告すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、身体障害者の自立生活と社会参加を図ることを目的に補助金を交付しているが、次のとおり事業の内容等が不明確なものとなっている。

身体障害者社会参加促進センターは、事業活動等を行ったとして、事業実績報告書を提出しているが、センターの事業運営は、補助金で全て賄われており、当該補助金は、ほぼ全額が職員給与費と委員報酬とで支出されていることから、事業実績報告書と補助金精算書との関係が明確となっていない。

東京言友会の行う事業については、委託契約により実施してきたものを、平成10年度からは、事業の運営費の一部について補助することとしたが、事業内容が明確にされないまま、前年度の委託料に見合う額を補助金で交付している。

イ 講じた措置の概要

平成11年度の事業実績報告書から、補助対象事業に対応する形で事業費の内訳を明記することとし、補助金の用途を明確にした。

講師謝礼に対する補助内容が不明確であったが、平成11年度には講師謝礼の支払対象を

外部講師に限定していたものを、平成12年度からは、補助金交付要綱の規定を整備し、会員講師を謝礼支払いの対象から除外した。

(2) 補助金を適正に執行すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、在宅の視覚障害者を対象として事業を実施している社団法人東京都盲人福祉協会に対し補助金を交付しているが、適正を欠くものが認められた。

局は、4事業について、各事業毎に補助金の交付決定を行っているが、同協会は事業間で補助金の一部を流用しており、不適正な執行をしている。

同協会は、指導者研修会として宿泊研修を行い、平成10年度は、64万869円を補助金から支出しているが、当該研修会は、補助対象事業に含まれるとは解されず、補助金の適切な執行が図られるようその見直しに努められたい。

(社団法人東京都盲人福祉協会)

イ 講じた措置の概要

局は、平成11年度の補助金の額の確定に際して社団法人東京都盲人福祉協会から提出された実績報告書等を審査し、超過交付額の67万3,000円を返還させるとともに、補助金を適切に執行するよう指導の徹底を図った。

平成13年度において、補助金交付要綱の改正を行い、会場借上費等、補助対象経費を明確に規定し、適切な補助金の執行に努めることとした。また、併せて、交付申請書及び実績報告書の様式を改正し、対象経費の内容及び積算基礎を明確に記載するようにした。

(3) 補助金の支出内容を的確に把握し適切な執行に努めるべきもの

ア 指摘の内容(要約)

社団法人東京都盲人福祉協会は、家庭生活訓練事業を地区婦人部会等に依頼し、実施に要する経費を支出している。障害者団体が公的な施設を利用する場合には、会場使用料が原則として免除されることになっているが、一部に会場使用料を充てたとする領収書の提出がなされている。

局は、社団法人日本オストミー協会東京都協議会に対し、オストメイト等の社会復帰に関する講習会等に要する経費について補助しているが、会場費については、免除されているものがあるにもかかわらず、講習会を実施した12回について、いずれも会場使用料を支出したとして報告している。

(社団法人東京都盲人福祉協会)

イ 講じた措置の概要

平成13年度において、補助金交付要綱の改正を行い、会場借上費等、補助対象経費を明確に規定するとともに、交付申請書及び実績報告書の様式を改正し、対象経費の内容及び積算基礎を明確に記載するようにし、適切な補助金の執行に努めることとした。

(4) 補助金額の算定方法等について補助要綱の整備を図るべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、戦傷病者等の団体が自主的に実施する事業に対し、その事業に要する経費の一部について補助金を交付しているが、交付決定について見ると、

補助金額の算定方法について何ら定めがないこと

団体からの交付申請書では、補助金額にかかる算定の基礎等が明確でないこととなっているにもかかわらず、局は、交付申請と同一額により補助金額を決定し、また、補助金額の精算・確定も同額をもって行っていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成12年度において、戦傷病者団体実施事業補助要綱の改正を行い、補助金額の算定については、戦傷病者等の団体規模及び相談等の取扱件数に基づき算定することとし、算定基礎の明確化を図り、補助金の交付申請及び補助金額の精算・確定を適切に行うこととした。

(5) 補助金の支出対象について検討すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、社会福祉法人東京都知的障害者育成会が実施する心身障害者授産支援事業に対し補助金を交付しているが、当該事業の実施に当たって、育成会の職員である専門相談員等が講師となった場合について、その講師に対し謝礼を支払っていることが見受けられた。

(社会福祉法人東京都知的障害者育成会)

イ 講じた措置の概要

局の指導に基づき、社会福祉法人東京都知的障害者育成会は、平成12年3月16日開催の第235回理事会において、講演会等における講師謝礼等に関する内規の制定について承認した。この規定整備により、専門相談員等が講師を担当することは本来業務の一環であり、講師謝礼を補助対象外とすることを明確にした。

(6) 補助金にかかわる確定等処理を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

補助事業の実績報告を受けた場合、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知しなければならないこととされているが、社会福祉法人品川総合福祉センターに対する知的障

害者福祉工場運営費等の補助金について、センターから、実績報告が提出されているにもかかわらず、監査日現在、その確定処理が行われていない。

イ 講じた措置の概要

平成10年度分の補助金の交付額の確定について、平成11年10月25日に処理を完了した。

平成11年度分の補助金の交付額の確定については、平成12年5月29日に処理を行い、今後とも適切な処理を行うよう指導の徹底を図った。

高齢者施策推進室（福祉局）

（1）中高年者サークル地域活動支援事業に係る補助内容について検討すべきもの

ア 指摘の内容（要約）

財団法人東京都地域福祉財団は、高齢者施策推進室の補助を受け、中高年者サークル地域活動支援事業として、平成10年度は、写真を主な活動内容にしているサークルを対象に補助している。補助対象事業については、撮影会などのサークル活動への参加に寄与する事業としているが、フィルム代等の経費についてまで補助対象経費としていること、また、補助金額は、総事業費から収入額を控除し求めているが、各団体における参加者の会費の額については、団体によりまちまちとなっていることが確認された。

（財団法人東京都地域福祉財団）

イ 講じた措置の概要

高齢者の社会参加活動の一層の促進を図るため、既存のサークル地域活動支援から情報提供や指導者養成等を強化する社会貢献型の活動支援やサークルの立ち上げ支援に重点を置いた事業展開に移行することとし、平成13年度から補助金のあり方を変更した。

なお、これに伴い、中高年者サークル地域活動支援事業については、平成12年度をもって事業終了することとした。

（2）シルバーガイド事業のあり方について検討すべきもの

ア 指摘の内容（要約）

財団法人東京都地域福祉財団は、高齢者施策推進室から補助を受け、シルバーガイド事業を実施しているが、当該事業の運営状況について見ると、事業開始後既に10年余を経過していることなどにより、事業が各施設に定着しており、現在の実施体制における役割分担について見直しを図る必要性が認められる。

イ 講じた措置の概要

効率的な執行体制の確立及び実施体制における役割分担を見直し、「平成13年度におけるシルバーガイド活動の基本方針」を策定した。

なお、同基本方針に基づき、シルバーガイドの受入れ側である建設局、港湾局と協議し、シルバーガイド事業の実施体制等そのあり方について、さらに検討していくこととした。

衛 生 局

(1) 備蓄医薬品試験検査事業に対する補助金の支出方法について検討すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、社団法人東京都薬剤師会が設置及び運営する医薬品管理センターで実施する 廃棄医薬品補てん事業及び 備蓄医薬品試験検査事業に対して、補助金を交付しており、補助事業のうち検査事業は、安全性及び有効性の確認を要すると認められる医薬品を対象に試験を実施することとされているが、試験を実施した902件のうち295件は、有効期限切れや有効期限間近のものであるにもかかわらず、これらの検査事業についてまで補助対象としている。

イ 講じた措置の概要

平成12年7月11日付12衛薬第435号により、医薬分業推進事業補助金交付要綱を改正し、検査目的が備蓄医薬品を使用する際の安全性及び有効性の確認であることを明記するとともに、有効期間等の残存期間についての要件を新たに設け、補助対象事業を明確に規定し、平成12年度補助事業から適用している。

(2) 補助事業に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

平成10年度に交付した補助金の交付手続等について見たところ、適正を欠くものが見受けられた。

歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業補助については、平成11年3月31日に補助金の確定及び支出をしたとしているが、実際は、平成11年5月21日に行われていた。

心身障害児施設歯科診療事業補助については、各四半期ごとに支出することとしているが、交付時期が遅延しているなど、要綱に反する処理をしている。

心身障害児(者)歯科診療事業補助については、2分の1の額を概算払いにより支出することとしているが、平成11年5月28日に確定払いにより行っており、要綱に反するとともに、交付が遅延している。

イ 講じた措置の概要

歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業補助については、平成11年度の補助金交付に当たり、交付要綱に定める手続を遵守し、債権者からの請求に基づき速やかに交付事務を行った。平成12年1月25日付けの請求書に基づき、同年1月31日付けで支出決定をし、概算払により支出した。

心身障害児施設歯科診療事業補助については、平成12年3月3日付けで要綱改正を行い、補助金の支払方法を、各四半期ごとの概算払による支払方法から、支払時期を限定することなく、請求に基づき支払う方法に変更した。

平成12年度については、平成12年12月6日付けの請求書に基づき、同月15日付けで支出決定をし、概算払により支出した。

心身障害児(者)歯科診療事業補助については、平成11年度の補助金の支払に当たり、交付要綱に定める手続を遵守し、交付決定額の2分の1の額を概算払によることとし、平成12年3月10日付けの請求書に基づき、同月21日付けで支出決定をした。

労働経済局(産業労働局)

(1) 補助金の効果的な執行について検討すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局では、社団法人東京都農住開発協会が実施する農村住宅の計画に対して、補助金を交付しているが、過去10年間において補助事業として計画策定されたにもかかわらず、農住住宅の完成まで至ったものは、基本計画事業では全くなく、基本設計事業でも7件にすぎないことなど、当該事業に係る補助金が有効に活用されているとは言い難いものとなっている。

イ 講じた措置の概要

監査指摘後、実績向上を図った結果、基本計画事業では4地区が区画整理組合の設立及び認可予定となり、基本設計では1件が事業実施予定となった。

さらに、計画の実行性が高いと推定される地区を精査し、その結果、平成12年度においては補助対象地区数を3地区に減らす措置をとった。

(2) 事業計画の適切な執行に努めるべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、財団法人東京都農林水産振興財団が設置する東京都青年農業者等育成センターが行う事業の経費に補助金を交付しており、センターでは、就農支援方策等の検討に資するため、就農希望者の意向等調査を実施することとしているが、平成8年度から平成10年度までの各年

度とも、事業計画の設定が適切でなかったことなどから、計画どおり調査が行われていない。

(財団法人東京都農林水産振興財団)

イ 講じた措置の概要

平成8年度から平成10年度にかけて、調査方法や調査対象者の名簿整備を行い、平成11年度に「就農希望青年等の意向に関する調査」を実施し、平成12年3月に報告書を作成している。

局としては、この報告書に基づき、今後とも財団法人東京都農林水産振興財団との協議を一層密にし、より適切な事業を行えるよう努める。

(3) 東京都野菜価格安定確保事業の運用益の処理を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

財団法人東京都農林水産振興財団が、交付準備積立金を造成し、指定野菜等の価格が一定以下に低下した場合に、その価格差の一部について、生産農家に対し交付するものに、局は、積立金として支出している。この積立金の運用益は、原則として積立金に積み立てるものの、積立金に欠損がない場合は、事務費に充当できるとされ、毎年度、事務費に充当しているが、当該事業における事務費は、野菜価格安定基金交付金で、所要経費の一部が交付されており、また、運用益は、同財団の事務費を大きく上回る額となっているにもかかわらず、その処理について要綱等において何ら規定がなされていない。

イ 講じた措置の概要

局では「事務費」を財団全体の管理費のうち本事業相当分も含むものとして解釈し、処理しており、事務費の範囲を定義していなかった。したがって、東京都野菜供給確保対策事業実施要領第3項第3号「5財団の業務の準則」の「工資金の管理」を改正し、運用益の処理について明記した上、適正な処理を行うこととした。

(4) 補助金交付要綱等の整備を図り適切な補助金の執行に努めるべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、都内中小企業団体等が実施する活性化対策事業に対して、補助金を交付している。

展示会等のイベント関連事業を実施した団体では、事業により生じた収支差額を団体の一般会計に繰り入れている事例が見受けられた。このため、局は、補助事業に係る収入等がある場合は、補助対象経費を、総事業費から収入金額を控除した額で算定する等の要綱等の改正を行ったが、改正後の実績報告書においても、収支報告を求めるよう規定しておらず、収支内容の把握ができないことなど、なお補助事業に係る収入の取扱いに明確さを欠くことが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成12年3月1日付11労経振工第709号で東京都中小企業業種別活性化対策事業補助金交付要綱の改正を、同日付11労経振工第710号で東京都中小企業業種別活性化対策事業事務処理要領の一部改正を行い、額の確定時の収支がわかるようにするとともに、収支の取扱いについて改正を行った。

(5) 補助金交付要綱の見直しを図るべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、商工会連合会における大型小売店出店事業に要する経費について、調査研究事業及び研修事業に必要な経費を補助対象として補助金を交付しているが、要綱で定めている実績報告書では、同連合会の補助金にかかわる収支報告を求めるだけの様式となっていることから、事業の内容を確認することができないものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年5月1日付12労経振流第50号により要綱の見直しを行い、補助事業の申請と実績報告の段階で、調査研究事業及び研修事業の内容が把握できるようにした。

(6) 助成団体の選定基準等について検討すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

財団法人東京都勤労福祉協会は、中小企業の団体又は労働組合の団体が、中小零細企業の勤労者のために実施する文化・教養事業等の余暇活用事業について、局からの補助金に基づき、団体等に対して、助成金を交付している。この事業の運営に当たっては、団体が、同協会に補助申請書を提出し、同協会が内容の審査を行い、助成金の交付決定をすることとしているが、同協会では、助成団体の選定基準を定めることなく、各労政事務所に対し助成団体の選定を依頼しており、助成金の交付手続のみを行っていることが認められた。

(財団法人東京都勤労福祉協会)

イ 講じた措置の概要

監査指摘をうけ、財団法人東京都勤労福祉協会との協議の結果、平成12年度においては、要綱の整備を行い、手続をより明確化するとともに「労使団体等の福祉活動推進事業の団体選定基準」を整備し、団体選定基準の明文化を行い、選定基準に沿った審査を行っていくこととした。

(7) 貸付金に対する利子補給率の設定に当たり検討すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、合併後存続する組合又は合併によって設立する組合に対し、東京都信用農業協同組合連合会が、合併を促進するための資金を貸し付ける場合において、当該資金に係る利子補給を同協同組合連合会に対し行うこととし、補助金を交付しているが、資金の貸付金利については、要綱において、その上限を年5%以内と定め、それに対する利子補給率は、定率で年率2.5%と設定しているため、平成4年度と平成9年度に行った利率の異なる貸付けの貸付利率における利子補給の割合に、大きな差が生じている。

イ 講じた措置の概要

東京あおば農協への融資は平成9年5月から平成14年3月末までの期間で実施している。利子補給率は単年度毎に設定していることから、平成12年度の利子補給率について、東京都信用農業協同組合連合会と協議したが、平成9年の融資開始時に融資期間中の利子補給率を2.5%とすることを含め関係機関との合意に達していた経緯から、融資期間中の利子補給率改定について協議が整わなかった。

今後、農林水産部で利子補給の事業を実施する場合には、合理的な利子補給率の設定がなされるよう検討していく。

(8) 東京都中小企業従業員貸付金の保証料の負担のあり方について見直しを図るべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、都内に在勤又は在住の中小企業従業員を対象に、生活資金を低利で融資する中小企業従業員生活資金融資制度を設けており、労働組合等の組合員でない者は、社団法人東京都労働者共同保証協会の保証料1.9%が必要とされているが、無担保保証の員外利用者の基準内案件で1.5%、謝絶対象案件で1.8%と、いずれも都が負担している1.9%より低い保証料率となっていることが見受けられた。

イ 講じた措置の概要

監査指摘を受けた後、平成12年3月に社団法人東京都労働者共同保証協会と保証料の協議を行った結果、実績等を踏まえ保証料率を年1.9%から年1.5%に見直し、平成12年4月1日より実施している。

中央卸売市場

(1) 民営地方卸売市場への補助金の見直しを検討すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

市場は、都内に所在する30の民営地方卸売市場の開設者に対し、事務処理経費の補助を行

っているが、これは、昭和46年に東京都地方卸売市場条例（昭和46年東京都条例第154号）が制定され、従来から存在した民営地方卸売市場の開設者に対し、買受人の承認及び買受人名簿の知事への提出など新たな事務が課せられたことから、事業内容に見合う額について補助することとしたものである。

しかしながら、条例制定から28年が経過していること、また、当該事業は、既に開設者の日常業務として定着していること等から、市場は、補助金の見直しについて検討されたい。

イ 講じた措置の概要

東京都地方卸売市場事務処理経費補助金交付要綱は、平成12年9月1日に実働時間に見合う形で算定基準を見直し改正した。

建 設 局

（1）防音工事の助成に当たり改良工事に要した費用の額の確認に努めるべきもの

ア 指摘の内容（要約）

局は、東京都防音工事助成要綱を制定し、特別区で定めた「沿道地区整備計画」の区域内に所在する住宅を道路の騒音が入りにくい構造に改良する工事を行った者に対して補助金を交付することとしており、助成額の算定については、要綱により、防音工事助成の対象となる改良工事に要した費用の額に4分の3を乗じて得た額の範囲内とされているが、局は、申請者から提出された工事見積書に基づき局の定めた積算単価に基づき算定した額に4分の3を乗じて得た額を助成額として支払っており、防音工事助成の対象となる改良工事に要した費用の額を確認していない。

イ 講じた措置の概要

事務処理の効率性等を勘案し、平成12年3月1日に東京都防音工事助成要綱第4条を改正し、防音工事助成の対象となる改良工事に要すると都が認めた額に4分の3を乗じて得た額を助成金額とすることを明示した。

教 育 庁

（1）社会教育関係団体に対する補助のあり方について検討すべきもの

ア 指摘の内容（要約）

教育庁は、社会教育関係団体の行う事業の経費の一部を補助している。当該補助事業は、広

く事業の展開を図るとともに、新規団体の活動を積極的に支援することを目的とするものでありと判断され、各補助団体に対しては、補助を行う過程において事業が自主的に運営できるよう指導・助言をしていくことが要請されるが、多数の団体が長年にわたって補助対象となっていることなどについて、補助金の果たす役割、効果等を踏まえた十分な把握がなされておらず、補助金の対象団体の捉え方及び交付方法に改善を図る必要がある。

イ 講じた措置の内容

(ア) 平成 11 年度交付決定額を基準に過去 3 回以上交付しているすべての団体に対し、平成 12 年度は、補助金額の減額を行い、平成 12 年度に交付申請のなかった団体については、申請しなかった理由についての確認を行った。

(イ) 平成 13 年 3 月に平成 13 年度の要綱を以下の内容で改正した。

3 回以上交付されている団体は、「原則として減額の対象とする」としていたものを「減額を行う」ものとし、同時に減額基準を設けた。

新規団体の参入を容易にするため団体要件を会員数 100 人から 50 人に緩和するとともに、広報の方法を工夫し、教育委員会のホームページに募集の掲載をした。

(ウ) 今後も、補助金の果たす役割、効果等を把握するとともに、社会教育委員の意見を聞きながら、新規団体の育成を図り、一方、長期交付団体に対しては補助金額の削減に向け検討していくこととした。

[平成11年度財政援助団体等監査]

生活文化局

(学校法人100団体)

(学校法人100団体については、平成13年4月1付けで総務局から生活文化局へ移管になった。)

(1) 私立学校経常費補助の申請を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

(ア) 学校法人文京学園では、文京女子大学高等学校の本務事務職員13名のうち3名は、法人本部部門の職員として勤務しているものであり、当該学校の常時勤務者でないにもかかわらず、本務事務職員として申請している。

(イ) 学校法人敷島学園では、狭山ヶ丘幼稚園の本務事務職員のうち1名については、常時勤務者としての雇用契約書、出勤簿及び当該幼稚園の教職員勤務規程で規定されている勤務状況に関する一切の記録がないにもかかわらず、常時勤務の本務事務職員として申請した結果、当該補助金355万余円が過大となっている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 過大申請した本務事務職員については、平成12年度以降適正に処理している。

今後、誤りのないよう関係他部門においてダブルチェックを行い、適正に行うこととした。

(学校法人文京学園)

(イ) 補助金過大分355万余円(平成9年度177万余円、平成10年度177万余円)については、平成12年3月24日、都に返還した。

今後は、経常費補助の申請に当たり、要綱の要件を遵守し、適正に行うこととする。

(学校法人敷島学園)

(2) 都内生就学補助に係る都内在住生徒数の算定を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

私立学校経常費補助については、1年生の生徒数に占める都内在住生徒数に応じ都内生就学補助金を交付することとし、都内在住生徒数については、学校に届けられている保護者(親権者等)の住所により決定することとしているが、平成10年度の都内在住生徒数を調査したところ、学校法人国士館、学校法人玉川学園及び学校法人麻布学園では、保護者の住所が都外にある都内通学生及び補助対象外の生徒を加えて申請したため、補助金192万円が過大となっ

ている。

イ 講じた措置の概要

学校法人国士館 184万円の過大交付額は平成12年3月27日、学校法人玉川学園及び学校法人麻布学園各4万円の過大交付額は平成12年3月24日及び平成12年3月23日にそれぞれ東京都へ返還した。

今後は、都内生就学補助の申請に当たり、要綱の要件を遵守し、適正に行うこととする。

(学校法人国士館)

(学校法人玉川学園)

(学校法人麻布学園)

(3) 定時制教育振興費補助における実績報告を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

定時制教育振興費補助金の交付対象は、都内に私立高等学校定時制課程を設置し、対象生徒に授業料の軽減措置を行っている法人としている。ところで、学校法人国士館では、国士館高等学校定時制課程において、授業料を全額納付させた後、当該補助金が交付された段階で、授業料を納付した生徒からの還付申請に応じて、軽減相当額を還付する形式をとっているが、2名の生徒へ授業料軽減相当額の還付を行っていないにもかかわらず、当該還付相当額を含めて実績報告したため、補助金額12万4,800円が過大となっている。

イ 講じた措置の状況

過大交付額12万4,800円については平成12年3月27日東京都へ返還した。

今後は、定時制教育振興費補助の実績を報告するに当たり、要綱の要件を遵守し、適正に行うこととする。

(学校法人国士館)

(4) 教育研究経費及び管理経費の配分を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

学校法人の経費配分については、教育研究活動以外に使用することが明らかな経費は管理経費とし、それ以外の経費は、教育研究経費と管理経費のいずれかに含めるものとされているが、次の学校法人では、その経費配分について適正に行っていないものが見られた。

(ア) 学校法人冲永学園では、帝京八王子高等学校の電気料金及び水道料金については、学校法人が定めた配分基準により教育研究経費と管理経費とに区分して計上すべきであるが、すべて教育研究経費で支出している。

(イ) 学校法人熊野学園では、熊野幼稚園のガス料金については学校法人が定めた配分基準に基

づき配分しているが、電気料金及び水道料金については、この配分基準を適用せず、そのすべてを教育研究経費に配分し支出している。

イ 講じた措置の概要

(ア) 電気及び水道料金の教育研究経費と管理経費の配分については、再発防止を図るため、会計士及び各経理責任者が配分を確認できる新たな配分伝票を作成し、平成11年度決算から適正に処理している。

(学校法人沖永学園)

(イ) 光熱水費の教育研究経費と管理経費の配分については、教育研究経費90%、管理経費10%に配分方法を簡素化して、配分基準についてはチェック体制を強化して平成11年度決算から適正に処理している。

(学校法人熊野学園)

(5) 経費の部門間の配分を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

学校法人は、法人全体の計算書類のほか、部門別内訳表の作成を定め、会計処理を適正に行うこととされ、2以上の部門に共通する収入額及び支出額については、在生徒数等の妥当と考えられる比率により各部門に配分するものとされているが、学校法人東京成徳学園では、東京成徳大学高等学校及び同中学校に共通する廃棄物処理代の全額を当該高等学校部門で支出しており、当該中学校部門については、配分基準による支出がないのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

高等学校と中学校の部門別収支については、平成11年度決算から、毎年度5月1日現在の実在生徒数及び教員数に基づく配分比を適用し、処理している。

(学校法人東京成徳学園)

(6) 施設関係支出の会計処理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

学校法人成城学校では、成城中学校において、平成10年度に「鳩害防止ネット取設工事」を行い、全額を補助対象経費である教育研究費の修繕費から支出しているが、この工事は、鳩害を防止するため校舎壁にネットを取り付けた工事であり、固定資産を増加させることから、補助対象外経費の施設関係支出で会計処理すべきものである。

イ 講じた措置の状況

指摘に係る資産については、平成11年度決算において修正計上とともに、固定資産台帳に

計上し、減価償却についても修正を行った。

(学校法人成城学校)

主 税 局

(財団法人東京税務協会)

(1) 貸借対照表の現金預金の表示を適正にすべきもの

ア 指摘の内容(要約)

協会では、平成10年度に誤って徴収した福利厚生事業団の掛金3人分について、平成11年7月1日に還付したが、平成10年度中に還付したものとして現金預金額を減額して貸借対照表を作成したため、貸借対照表の現金預金額が実際の残高に比べ過小表示となっている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘について、平成11年度においては、決算時に通帳の残高と現金預金勘定の確認を行うとともに、未払いのものは適正に未払金計上を行った。

また、平成12年度以降においては、毎月、普通預金・資金残高確認表を用いて通帳の残高と現金預金勘定の確認を行うこととしている。

(2) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

協会の、基金特別会計における高齢者互助事業積立金の会計処理について見たところ、前年度からの繰越金の収入計上漏れのために生じた帳簿上の資金不足を補うため、積立金の取崩し及び戻入れの事実がないにもかかわらず、その会計処理を行っている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘については、再発を防止するため、平成12年度から積立金の取崩し及び戻入れについては通常の会計帳票以外に事務局長の決済を受けることとした。

なお、今回の監査指摘内容を十分反省し、今後は会計処理を適正に行うべく、当協会内部に周知徹底させた。

(3) 収支計算書の作成を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

公益法人会計基準に基づく会計処理では、収支計算書の次期繰越収支差額と貸借対照表の資

金残高とは一致することとなっているが、平成9年度と平成10年度それぞれについて収支計算書の次期繰越収支差額と貸借対照表の資金残高とに差異が生じている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘にかかる平成10年度以前分の次期繰越収支差額と貸借対照表の資金残高の差異については、平成11年度決算書において過年度収支差額修正として計上し、その理由を注記した。

平成11年度については、決算時に次期繰越収支差額と資金残高の確認を行い、その旨を注記するとともに、さらに平成12年度からは毎月、普通預金・資金残高確認表を用いて繰越収支差額と資金残高の確認を行っている。

都 市 計 画 局

(首都高速道路公団)

(1) 経費の節約に努めるべきもの

ア 指摘の内容(要約)

公団は、出先事業所の電子計算機室等の室温調整を図るため、冷却塔を設置しているが、使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合には、量水器により測定した公共下水道に排除されない水量を申告することで下水道料金が軽減されることから、量水器を設置し経費節減に努めるべきである。

イ 講じた措置の概要

量水器を設置し、下水道局に、東京第一保全部は平成13年2月21日に、木場庁舎は同年3月28日に、東京第一管理部は同年4月24日に、それぞれ減水量申告を行い、経費の節減に努めた。

(2) 地中連続壁工事におけるトレミー管損料の積算を慎重に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

SJ35工区(1)山留壁工事(その2)のコンクリート打設に用いるトレミー管損料の積算について見ると、先行エレメント部に2組、後行エレメント部に1組の損料を計上しているが、後行エレメントに使用するトレミー管は、先行エレメント築造に使用するトレミー管を転用できるため、損料を別途計上する必要のないものであり、積算額約245万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

トレミー管損料については、平成12年10月20日付けで、契約変更により減額是正した。
また、今後このようなことがないように、関係部所に周知徹底した。

(大道北土地区画整理組合ほか15団体)

(3) 財産目録に登載すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

稲城大丸南土地区画整理組合の平成10年度の決算書における財産目録を見たところ、平成7年度に都補助金により取得した組合事務所の建物が未登載となっている。

イ 講じた措置の概要

平成11年12月16日、直ちに財産目録への登載を行った。

(株式会社首都圏建設資源高度化センター)

(4) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

会社は、土地5万6,300.48m²をAから賃借し、賃借料を支出するとともに、この土地をBに転貸し、賃貸料を収入しているが、会社は、賃借料を費用として、賃貸料を収益として計上すべきところ、賃貸料から賃借料を控除した142万2,724円をもって受取賃貸料として平成10年度の損益計算書に計上している。

イ 講じた措置の概要

当該土地に係る賃貸借契約については、平成11年度末をもって終了した。

なお、今後、同種の事業等が生じた場合には、適正な会計処理に努めることとした。

(5) 所得税及び法人事業税の納付等を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

会社は、所得税の納付及び法人事業税の申告納付に当たって、法定納期限内に所得税及び法人事業税を納付等しなかったことから、合計11万6,600円の延滞税、不納付加算税及び延滞金を課されている。

イ 講じた措置の概要

会社は、所得税の納付及び法人事業税の申告納付について、法定納付期限内に適正に行うよ

う周知の徹底を図った。

環 境 局

(財団法人東京都環境整備公社)

(1) 特別会計の財務規程等を整備すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

公社は、城南島産業廃棄物破碎処理事業を実施するに当たり、平成7年度の理事会決定等において、既存事業とは切り離れた特別会計で行うとしており、平成8年度から開始している産業廃棄物処理事業会計については、予算・決算の処理を行っているが、根拠となるべき公社の財務規程等が定められていない。

イ 講じた措置の概要

平成12年3月29日開催の公社理事会において、特別会計を規定した公社財務規程の整備を図った。

(2) 収支計算書等の決算処理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

収支計算書は、当該事業年度におけるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示し、正味財産増減計算書は、資産及び負債の各科目別に増加額及び減少額を記載するものであるが、公社の一般会計等の決算において、適正でない処理を行っているものが認められた。

(ア) 収支計算書等において次のとおり処理を誤っているもの

平成9年度収支計算書において収入として計上すべきにもかかわらず、建設仮勘定支出を減額しているもの

平成9年度の建設仮勘定に係る仮払消費税分の処理を当該年度で行うべきであるが、平成10年度において処理しているもの

(イ) 正味財産増減計算書において、一般会計所有である車両運搬具のロードスイーパーの特別会計への所属替え、施設利用権償却額の処理及びエコプラントの供用開始に伴う建設仮勘定の各固定資産科目への処理を誤っている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 今後、適正に処理し再発防止に努めるよう指導の徹底を図った。

消費税を同一年度に処理することとし、次年度以降の収支計算書及び正味財産増減計

算書を適正に経理するとともに、再発防止に努めるよう指導の徹底を図った。

(イ) 及び 今後、会計間の移動の際は科目の統一を図り、適正に処理し、再発防止に努めるよう指導した。

貸借対照表と正味財産増減計算書との関連を十分に踏まえ、今後、適正な処理を行い、再発防止に努めるよう指導した。

高齢者施策推進室(福祉局)

(医療法人社団秀仁会ほか17団体)

(1) 補助対象施設の整備基準を明確にすべきもの

ア 指摘の内容(要約)

室は、社会福祉法人鶴寿会が運営する特別養護老人ホームに高齢者在宅サービスセンターを新設するに当たって、同団体に補助金を交付しており、ヘルパーステーション、ボランティア室、入浴部門等を整備することになっているが、補助金に係る施設整備基準が定められていないことから、監査日現在、補助金の面積加算の対象であるヘルパーステーション及びボランティア室としての施設が多目的ホールとして使用されており、補助目的との関係が明確にされていない。

イ 講じた措置の概要

速やかに、多目的ホールをパーテーションで区切って各施設の本来の用途に供し、これを確認した。併せて、補助対象施設の施設整備の基準を明確にし、補助目的に沿った施設整備及び利用がなされるよう指導の徹底を図った。

(2) 補助対象施設の目的外使用について原状復帰等必要な措置を講ずべきもの

ア 指摘の内容(要約)

室は、社会福祉法人などが行う高齢者在宅サービスセンター等の施設整備に要する費用の一部を補助している。社会福祉法人泉陽会は、特別養護老人ホームに在宅複合型施設及び老人訪問看護ステーションを併設するに当たり、補助を受けているが、団体は、室の承認を得ることなく、補助申請・事業実績報告とは異なる目的外の使用をしている。

イ 講じた措置の概要

目的外に使用していた各施設を補助申請・実績報告の原状に復帰し、各施設の本来の用途に供し、これを確認した。

なお、整備計画者に補助内示を行うに当たり、各施設の本来の目的に沿って事業運営を行うこと、施設の用途を変更する場合には事前に届け出ることなどについて指導の徹底を図った。

(社会福祉法人泉陽会)

(社会福祉法人東京弘済園ほか6団体)

(3) 施設入所者の利用料の減免手続を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

室は、社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームの運営に要する基本利用料等について、入所者に対する減免額に相当する額を補助金として交付しており、当該減免額は、所得税、区市町村民税の課税・非課税の状況等に基づく階層区分に応じて定められているが、各施設における利用料減免手続について見たところ、適正を欠くものが見受けられた。

社会福祉法人楽友会は、入所者Aの利用料減免決定において、「本人からの収入申告に基づき」と記載しているものの、その収入を示す書類が添付されておらず、減免額の適否について確認し得なかった。

収入階層区分の適用を誤ったため、減免額が過大となっており、社会福祉法人福音会は9万6000円、また社会福祉法人東京弘済園は2万8,400円の補助金額が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

社会福祉法人楽友会の施設長が、再度、入所者Aから収入等に関する書類を徴し、当初の申告に間違いがないことを確認した。

補助金の過大交付額については、平成13年4月13日に、社会福祉法人福音会から9万6000円及び社会福祉法人東京弘済園から2万8,400円の返還がなされた。

(社会福祉法人楽友会)

(社会福祉法人福音会)

(社会福祉法人東京弘済園)

衛 生 局

(学校法人日本大学ほか18団体)

(1) 補助金交付要綱の見直しを図るべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局では、災害時後方医療施設応急用資器材整備事業を実施し、平成9年度は4団体に対し補助金を交付しており、補助金額は、消費税等相当額を加算した金額をもって確定している。しかし、各団体は、補助金で取得した資器材に係る消費税について、課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する計算方法に基づき控除税額を算出しており、補助に係る消費税等相当額に団体ごとの課税売上割合を乗じて得た控除税額の全部又は一部を、結果として局が補助金として支出している。

イ 講じた措置の概要

東京都災害時応急用資器材整備事業に関する補助金交付要綱を改正し、仕入税額控除が確定した場合の報告義務及び返還命令の規定を整備した。

(2) 補助対象経費の算定及び補助金額の確定を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

(ア) 局は、医療法人社団大和会が設置する聖和看護専門学校に対し、看護婦等養成所の運営費を課程ごとに補助しているが、平成9年度の補助事業実績について見たところ、

各課程に共通する研究費等の経費を生徒数等によるあん分率により配分すべきところ、これを行わなかったこと

差引額の算出に当たり総事業費から差し引くべき雑収入について、各課程に均等あん分すべきであるが、全額を2年課程定時制に計上していること

などの適正を欠く処理の結果、補助金325万4,000円が過大に交付されている。

(イ) 局は、医療法人社団大和会に対し、痴呆性老人に対して専門的に治療を行う精神病棟の運営費を一部補助しており、補助対象となる経費は、精神病棟において専属で従事する職員の人件費であり、このうち役付手当は、平成10年度から補助対象外とされているが、役付手当を補助対象経費に計上していること、人件費の集計計算において看護婦の経費を過大に計上していることなどの適正を欠く処理の結果、補助金12万円が過大に交付されている。

(ウ) 局は、医療法人社団明和会が行う歯科診療事業の運営費を補助しているが、

年間診療日数は89日と報告されているが、歯科外来日誌及び非常勤職員の出勤タイムカードによれば、86日であること

常勤准看護婦1名の給与費は、1日当たり1万1,000円としているが、賃金台帳等を基に算定すると1日当たり4,767円であることなど補助実績報告書と相違し、補助金29万7,000円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 医療法人社団大和会に対し、適正なあん分を行うよう指導を行った結果、これに基づく補助事業実績報告書が平成11年12月22日付けで提出された。

過大交付額については、平成11年12月22日付けで調定を行い、平成12年1月17日に返還を受けた。

また、毎年行っている事務説明会で適正な補助金の執行に努めるよう周知徹底した。

(医療法人社団大和会)

(イ) 医療法人社団大和会に対し、補助金に関する事務処理を適切に行うよう指導を徹底するとともに、過大交付額については、実績報告の再提出を求め、平成12年1月24日付けで調定を行い、同月31日に返還を受けた。

(医療法人社団大和会)

(ウ) 医療法人社団明和会に対し、補助金に関する事務処理を適正に行うように指導を徹底するとともに、過大交付額については、実績報告の再提出を求め、平成11年12月17日付けで調定を行い、同月24日に返還を受けた。

(医療法人社団明和会)

(財団法人東京都健康推進財団)

(1) 公益法人会計基準に沿った会計処理を行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

財団は、財務規程により、補助金等の範囲内で減価償却額を圧縮記帳できるとしており、すべての固定資産を貸借対照表上1円と表示し、購入額との差額を減価償却累計額に計上しているが、固定資産の減価償却は、耐用年数及び残存価格を基に毎年度の費用計算額を適正に計上するものであり、補助金相当額を一括して減価償却することは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成12年3月31日付けで、東京都健康推進財団財務規程を改正し、平成11年度取得した固定資産から定額法による減価償却を実施した。

(2) 「業務日誌」の提出を求め履行確認を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

財団は、多摩がん検診センターの医事業務等委託契約及び検査等作業・施設内検体等搬送業務委託契約を締結し、「業務日誌」の提出を義務づけ、センターの確認を得ることとしているが、両契約とも、「業務日誌」を提出しておらず、各月末に提出される業務完了届をもって確認したとしており適切でない。

イ 講じた措置の概要

請負業者に対し次のとおり、「業務日誌」を提出させることとした。

(ア) 医事業務等委託契約については、「医事業務・業務日誌」を平成12年3月16日から毎日提出させ、確認している。

(イ) 検査等作業・施設内検体等搬送業務委託契約については、「検査科作業・施設内検体等搬送業務日誌」及び「放射線科作業業務日誌」を平成12年3月17日から毎日提出させ、確認している。

労働経済局(産業労働局)

(社団法人東京都信用組合協会ほか8団体)

(1) 郵券等の使用状況に対する指導を適切に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、木材利用推進地方活動事業に、補助金を交付しており、社団法人東京都木材団体連合会は、この補助事業において切手等を購入しているが、受払簿が整備されていないことから具体的な使用実態が明確となっておらず、補助事業として使用したものが否か確認できないことから、使用状況を明確にするよう指導されたい。

イ 講じた措置の概要

平成12年2月10日付11労経農林第1258号で社団法人東京都木材団体連合会に対し、今後郵券等の使用について、用途を明確にするため金種別の受払簿を作成し、適正に管理するよう指導した。

その後、団体では受払簿を作成して、郵券の適正な管理を行っている。

(2) 補助金を返還すべきもの

ア 指摘の内容(要約)

局は、東京都職業能力開発協会が行う職業能力開発促進事業に要する経費に補助金を交付しているが、受託事業において、受託料の確定後に生じた消費税の不足分を受託料の増額変更等を行わずに補助対象経費に振り替えたため、補助金の確定額が36万4,375円過大となっている。

イ 講じた措置の概要

平成9年度の補助金の過大交付額36万4,375円については、平成12年3月3日付けで東京都職業能力開発協会に対し返還命令を行い、同年3月7日に返還を受けた。

なお、平成10年度からは消費税額を各事業別に分け、補助事業にかかる消費税についての

み補助金の公租公課費を支出し、適正に処理を行っている。

また、補助金の額の確定については、実績報告書を十分精査し、適正化に努めている。

(東京都職業能力開発協会)

港 湾 局

(財団法人東京港埠頭公社)

(1) 収益事業の決算処理を適正に行うべきもの

ア 指摘の内容(要約)

会社は、東京都若洲海浜公園サービスセンター内の売店で、薪・炭等の販売など収益事業を行っているが、平成10年度期末現在の収益事業会計における貸借対照表の資産(商品)15万6,175円が計上漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

会社では平成11年度をもって、薪・炭等の販売業務は終了しているが、収益事業の決算処理に当たっては、担当職員に対し指導し、適正な事務を行うよう徹底を図った。

[平成11年度決算審査(出納長所属各会計)]

総 務 局

(1) 物品について

ア 指摘の内容(要約)

物品6点(科学技術大学所管のレーザー発生装置1台ほか5点)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年10月17日に、財務会計システムのデータファイルに登録した。

都 立 大 学

(1) 物品について

ア 指摘の内容(要約)

物品1点(携帯用コンピューター)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成12年12月1日に、財務会計システムのデータファイルの修正を行った。

主 税 局

(1) 物品について

ア 指摘の内容(要約)

物品4点(課税部が所管する証紙代金収納計器4台)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年10月3日に、財務会計システムのデータファイルに登録した。

環 境 保 全 局 (環 境 局)

(1) 物品について

ア 指摘の内容 (要約)

物品 24 点 (大気保全部の二酸化硫黄自動測定記録計 12 点及び窒素酸化物自動測定記録計 12 点) が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成 12 年 7 月 31 日に、財務会計システムのデータファイルに登録した。

高 齢 者 施 策 推 進 室 (福 祉 局)

(1) 公有財産について

ア 指摘の内容 (要約)

土地 4,997.70 m² (新砂地区特別養護老人ホーム用地) が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

財務局に、所管換えを依頼し、公有財産異動通知書により出納長に通知した。

衛 生 局

(1) 公有財産について

ア 指摘の内容 (要約)

出資による権利 2 億円 (財団法人東京都医学研究機構への出せん金) が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成 12 年 10 月 25 日に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 債権について

ア 指摘の内容 (要約)

債権 8 億 9,067 万 531 円 (看護婦等修学資金貸与金の一部) が計上漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年10月25日に、債権増減異動通告書により出納長に通知した。

労働経済局(産業労働局)

(1) 公有財産について

ア 指摘の内容(要約)

建物70.93m²(大島園芸技術センター倉庫)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年10月1日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 公有財産について

ア 指摘の内容(要約)

出資による権利256億7,499万9,536円(東京信用保証協会への出えん金)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年10月4日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

住 宅 局

(1) 債権について

ア 指摘の内容(要約)

債権1億35万5,724円(東部住宅建設事務所の敷金全額)が計上漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年10月24日に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

建 設 局

(1) 公有財産について

ア 指摘の内容（要約）

建物 550.23 m²（花畑北部地区仮設住宅 E 棟 397.48 m² ほか 2 棟）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成 12 年 9 月 27 日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

清 掃 局（ 環 境 局 ）

（ 1 ） 動 産 に つ い て

ア 指摘の内容（要約）

動産 1 点（船舶 1 隻 204.03 総トン）が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成 12 年 9 月 30 日に、財務会計システムのデータファイルの修正を行った。

東 京 消 防 庁

（ 1 ） 物 品 に つ い て

ア 指摘の内容（要約）

物品 1 点（装備部航空隊の消火装置）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成 12 年 10 月 2 日に、財務会計システムのデータファイルに登録した。